

奉願候故御僉議之上右修覆料として御米六拾石願之通御用番伊藤故内膳殿より被下候同五月十日切に普請相濟申候に付此段御達申上同五月十五日に御祈禱能首尾能興行仕候同二年御祈禱能入用銀産子宮腰町等より組割銀を以相辨し來り候處其頃一統困窮に付右不足銀出方無御座故御引足銀八百目余奉願候へ共白銀拾五枚同四月廿七日則菊池十六郎殿御用番にて被下候五月十五日に御祈禱能相勤申候同三年にも右之趣故入用方不足仕候に付奉願則白銀拾枚被下候同四月十五日御能首尾能相勤申候延享元年御祈禱能入用銀右之通にて一向出方無御座候に付段々奉願御詮議之上則白銀拾枚被下候同四月十五日に御能相勤申候同貳年も右之趣にて入用方不足仕候に付白銀十五枚奉願候得共に御時節柄にて白銀拾枚御聞届同四月廿三日菊池十六郎殿御用番にて則被下候同五月十五日に御能首尾能興行仕候一寛延貳年にも右同様故御引足銀奉願候處御時節柄にて段々御詮議之上御領國勸化被仰渡右之寄銀御上以上置候て御利足銀を以て毎歲之御引足に被仰付候旨被仰渡則御能方主付宮腰役人の申入候處左候得は私共取替銀を以御能當年之義全可相勤之

旨申聞候に付此段御用番生駒内膳殿に相達同五月十五日首尾能御能相勤申候御事

一寶曆貳年にも御能入用不足仕候に付御引足銀奉願候處先達て領國勸化被仰渡候處如何の趣に候哉御尋に付此義は右寄銀少々ならては集不申候故右御利足之處別て少分故過分不足之義に御座候得は中々行届不申候故段々御詮議之上御聞届則白銀拾枚御用番多賀宇兵衛殿より三月廿九日に被下候同四月十五日御能相勤申候御事

一同九年御城御燒失に付八月十五日御能相勤申候御事

一安永七年三月十一日河崎故攝津守死去仕私義忌中罷在申候に付御斷申上五月十五日御能相勤申候御事

右御祈禱能先年より月延并諸入用銀不足仕候に付其節願之趣御尋に付上之申候以上

寺中神主

末三月廿五日

河崎攝津守 印
河崎左京 印

寺社御奉行所

鏡之間掛
額之文

御當社御能之義は從往古有之體傳來雖有之不詳其濫觴既御當家
利家卿御代天正十四年爲御武運長久之御報賽宮腰を初近郷貳拾
五ヶ村産子を以永代可興行之旨被仰渡有之及御判物も項截仕
罷在候雖然其比迄は御能舞臺も無之役者等極りも無之土面に敷も
のなと敷諸方より寄集興行有之體申傳候然處慶長九年利長卿御
代御合戰御勝利に付改て被仰出も有之猶更永々無怠慢御能可興
行之由被仰渡則御判物被下置候に付其砌より御能舞臺出來仕
只今迄御神事御能每歲有之候則御判物寫制札之通に候右御能舞
臺其砌は修理も雖有之星霜良押移以外大破至極に相成候に付宮
腰町御奉行伊藤權五郎殿同所御藏御奉行湯淺友右衛門殿在役之砌
當年再建有之に付依如件

寛政八丙辰年四月

河崎攝津守朝散太夫

河崎出羽源定朝

宮腰町年寄等連名

四十八

當十五日寺中祭禮能前々の通興行仕度由先達て神主申聞例之通番
附申付今日町會所において諷合等も申付候然處笛役鷺田五郎兵衛
釣瓶屋又十郎中條屋庄左衛門京屋五右衛門大鋸屋與三五郎右五人
共に今般宅致類燒五郎兵衛又十郎與三五郎三人共氣色相滯庄左衛
門五左衛門手を痛寺中能前中々可宜体にて無之候に付難相勤旨及
斷候段々掛詮議候へ共可罷出体にて無之旨申候外に押立笛吹申者
無之候役者にて無之候ても笛吹申者有之候て雇可差出と致詮議候
へ共翁之笛致傳授候者無之候翁無之候へば翁なしに相勤候様にも
可在之候哉波吉故左平次致病死權進右内共服有之寶永七年寺中祭
禮能翁難相勤旨申候處神主相願翁なしに能有之候様にいたし度旨
中間則其段達御聽其通に申付候尤各様よりも其段被仰上体に候
又は神主忌中にて能相延候義も有之候兩様之内御詮議相極可申候
神主存念御聞届被成早速可被仰聞候以上

御用番

小堀左兵衛

四月十日

伊藤内膳殿

元文元年

四十九

右之趣に候條翁なしに仕候哉又享保貳年巡見上使御越之節相延申候事も有之候間相延申候哉併翁なしに相勤候て可然候半由内膳殿被仰聞候間今年は同役河内勤番に御座候間定て用意等も仕置可申と被存候此所御座候間私了簡計りにては難申上候河内一類之者も御當地に罷在候間相談仕後刻御返答申上候旨申上候得は御聞届にて鶴屋多兵衛へ罷越相談仕候處ろく拵も仕候間翁なしに相勤可然之由申聞候間書付相調亦内膳殿へ罷出候

來る十五日當社祭禮能相勤申笛役之者共今般宅致類焼其上煩等に難罷出役者之外には翁の笛致傳受候者も無之候間祭禮能指延申歟又は翁なしに相勤申候歟兩様之内可申上候旨委曲奉得其意候寶永七年故左平次致病死權進右内服中にて翁なしに能相勤申候先格之通今般も翁なしに能相勤候様に被仰渡可被下候以上

佐那武大宮神主

辰四月十一日

河崎和泉守 判
河崎河内判

山崎庄兵衛殿
本多主水殿
伊藤内膳殿

享保六年には千歳役橋爪權左衛門に指つかへ翁無之候此義も今般書出し可申之處寺社奉行所留帳に相見へ不申候寶永七年翁なしと申子細は奉行所に此方より上申書付委細留有之候今少書上度趣も有之候得共事急にて文言短可然之由にて右之通り可申上候

先日申談候能之義翁なしに可被相勤之由御年寄衆へ御達之處翁なしに相勤候様に被仰渡候御心得ため如此候以上

四月十三日

山崎兵左衛門
三井喜兵衛

河崎和泉守殿
河崎河内殿

當四月十五日御當社御祈禱能定日に御座候處今般巡見上使來る四
月中旬御當地御通行之御沙汰御座候間御指支も無御座候哉寛曆十
一年巡見上使四月十九日御當地御通行之刻も諸役人中之内指支申
候に付御指延被仰渡候義も御座候間追て日限相極御案内可申上
候哉又は定日に相勤可申哉此段被仰渡次第可奉心得候以上

寛政元年

西三月廿九日

寺中神主

河崎攝津守印
河崎左京印

・ 寺社御奉行所

右御指延五月十五日に被仰付

御當社御祈禱御能之義は御先代様被爲仰付置每歲無怠慢首尾
能興行仕來申候右御能之節樂屋翁棚に相飾申候神酒三方等往古
御神具之内を以私共相拵置十四日夕方樂屋締役之者に私共相渡
候に付相飾申候御例に御座候處四五ヶ年以前右三方等每歲新出

來にて相飾可申旨兩大夫申聞候へとも前文に申上候通り於御當社
御神具之内を以相飾申御例にて貳百年余首尾能御能興行仕來候御
吉例に付今更御先例をはつし申義難仕趣申入置候然處當年は町會
所三方等持參仕候間何れ持參之分にて大夫相備可申段申聞候
に付是また御先例に相違仕候間私共承知難致旨申入候へとも彼方
にては申聞之通相備可申旨申聞彼是決し不申内曉方に相成候に付
町同心竹村三郎兵衛と私共内談仕候處三郎兵衛申聞候は右掛合
之義は何れ可有之候とも御能相初め不申ては指支申候間先大夫持
參の品を以て御能相初め可申追て夫々相達可申様被申聞候に付御
能指障に相成候義は不輕義に付大夫持參之品にて相備御能相初
め申候へとも御先例に相違仕私共必濟不申に付申入まで相見合則
御詰之御奉行右之段相達候處右御奉行被申聞候は御先例に相違仕
候義は難相成候間唯今より不苦候て私共よりも前々之通相
飾可申旨に付申入より右翁棚神酒三方等私共直に相備先當年之處
も御能首尾能興行仕候へとも右之譯合にて又候來年も彼是懸合等
出來仕候ては先以不敬至極之義に御座候間以來も往古より之通私
共より御神具之内を以相飾申候間兩大夫彼是不申出様被仰渡置被

下候様仕度奉存候右之趣何分宜様奉願候以上

丑五月

河崎出羽守 印

河崎大和守 印

寺社御奉行所

寺中におひて御神事能之節翁棚に相飾候神酒等三方往古々神主手
 前々指出し來候處當四月能之節右三方兩大夫々致持參翁棚に相飾
 前々振合致相違神主不心腹に付別紙之通以書付及御斷候條從來之
 通可相心得旨兩大夫に可申渡段御紙面致承知候右は書付之通前々
 神主々指出し相弁來候處近年あまり見苦敷三方指出候に付大夫共
 々新敷分指出候様致度旨神主へ申入候へ共神供之内指出候由にて
 改不申候に付翁之儀は外能と違神道に抱り却て役者とも致別火相
 勤候義にて觀音杯は時々改め來候へ共寺中之義仕來に候へは都て
 神供用ゐ間敷と申にては無御座不見苦敷三方指出候へは彼は無之
 義に付二三年前々段々申入候得とも神主不致承知候間何卒相改
 候様仕度旨毎度大夫共々申聞候に付都て能一卷作物等入用は宮腰

々指出來候故彼地町奉行に掛合候處右三方に限り宮腰々不及貪着
 前々より神主指出し候段申聞候間神主へ御申渡有之候様致度段可
 申進と存候へとも最早能に日間無之故先今般町會所におひて新に
 申付爲致持參候尤年々新出來に改候には不及是以後不見苦神供之
 三方指出義に候はば勿論爲致持參間敷候當年宜敷三方指出様子に
 候へとも其義前廣相知不申事故新に申付爲致持參候に付持參之三
 方相用ひ申由其節大夫等より申聞候前段に申進候趣に相心得候へ
 とも重て御申越次第來年より神主より指出候分相用させ可申候若
 又古例而已申立近年之如く見苦敷三方指出義に候はば其分は側に
 据付持參之三方爲飾可申候且又書付之内詰之奉行へ相違指圖有之
 と調有之は御先手之義にも候哉右は御締方に罷越候役義にて能之
 義に預る筋は無之候條此義も神主に御申渡被置候様存候以上

丑六月廿五日

山崎小右衛門

青山將監様

御當社御祈禱御能之節翁棚に爲相飾候神酒三方之義に付先達て書

付を以奉願候處夫々御詮義之上前々之通御神具之内不見苦敷三方私共より指出し可申候若見苦敷三方指出候得は其分は側に据付兩太夫より三方持參有之被爲相備候段被仰渡奉得其意候且又當日御詰之御奉行は御締方にて御能之義は御取扱無御座候段是又奉得其意候依て御請上之申候以上

丑七月十二日

河崎出羽守 印

河崎大和守 印

寺社御奉行所

每歲御當社御祈禱之節被相詰候御先手衆等下宿之義前々寺中村に相勤來り候處去年より彼是申立難相勤段申聞候に付其節兩三度書付を以委曲奉願申候處御神事に指掛り御詮儀難被成段被仰渡候に付無據私共より相辨じ申候當年も右村役人共及示談候處去年振合を以相勤可申段申聞候に付宮腰主付役人共尙更及示談候處左様

にては御能方御入用銀も彌増和成申義に御座候間前々之通申談候様申聞候に付重て村役人共へ及示談候處幾重にも去年振合を以相勤可申段申聞候得共元來右下宿之義は私共貪着仕申義にて無御座候間前々之通り寺中村に相勤候様に被仰渡被下候哉又當日被相詰候御役人中へ被遣仰下候哉幾重とも私共難題に成不申様被仰付可被下候以上

寺中神主

寛政元年

酉四月廿三日

河崎攝津守 印

河崎左京印

寺社御奉行所

當十五日御能之節被相詰候御先手衆等下宿之義に付當四月廿三日委曲書付を以御斷申上候處未何等之被仰渡も無御座候間重て御斷申上候私共其砌は御祈禱并御能方御用多罷在申候故下宿迄之義は行届得不申候間當日御役人中より下宿被申付候様に被仰遣被下候哉又は御上より寺中村に被仰渡被下候哉幾重とも御神事指掛り

不申内私共難題に成不申様被仰渡可被下候以上

酉五月

寺中神主

河崎攝津守
河崎左京

寺社御奉行所

御神事能之節御先手衆被詰候名前

- 一万治貳年 杉岡仁右衛門 小野木治兵衛
- 一天和貳年 津田内記 神尾伊兵衛
- 一同三年 關屋新兵衛 小寺平左衛門
- 一貞享元年 茨木傳右衛門 岡田喜六郎
- 一同貳年 吉田平兵衛 村上助右衛門
- 一同三年 江守平左衛門 岡田喜六郎
- 一同四年 富田四郎兵衛 渡邊源兵衛
- 一元祿元年 山森伊左衛門 吉田左門
- 一同貳年 神尾伊兵衛 神保長右衛門

此間而帳不見當に付不相知候事

- 一同三年 津田半 神保長右衛門
- 一同四年 津田半太夫 里見治左衛門
- 一同五年 里見治左衛門 鹽川安左衛門
- 一寶永貳年 平田清左衛門 岡田助右衛門
- 一同三年 津田吉右衛門 駒井庄太夫
- 一同四年 茨木左太夫 中黒六左衛門
- 一同五年 小堀左兵衛 別所孫太夫
- 一正徳貳年 小堀左兵衛 坂井三郎兵衛
- 一同三年 駒井庄太夫 長屋八郎右衛門

此年より能七番に相成候事

右之通有増しらへ置御能方主付に指遣六月朔日相渡同二日に脇田善左衛門に相達候由

文化六年

卯辰觀音院并寺中之舞臺之様子松井伊左衛門見分仕且仕舞をも仕

安永七年

候て其様子可申上旨被仰出候間右舞臺之義夫々被仰渡指支不申段
御申聞候様にと存候以上

九月朔日

中川八郎右衛門様

中村萬右衛門

六十

寺中社内之舞臺松井伊左衛門致見分仕舞をも仕其様子可申上旨被
仰出候間右舞臺之義御申渡指支不申候て其段可有御申聞候以上

九月二日

野村與三兵衛殿

中村萬右衛門

當社之内舞臺松井伊左衛門致見分仕舞をも仕其様子可申上旨被仰
出候に付中村萬右衛門殿より御別紙之寫御渡し尤寺社御奉行所よ
り可被仰渡候得共指掛り申御用に付此度は御自分様より被仰談候
趣中村萬右衛門殿迄御届置候間舞臺掃除申付不指支様相心得可申
旨承知仕候則夫々掃除等申付指支申義無御座候以上

九月五日

野村與三兵衛殿

御返事

河崎攝津

享保十六年四月十一日
産子貳拾四ヶ村機敷寸尺帳

舞臺東の方

- 一頭丈八尺八間行て五丈四尺
- 一中野村 頭八寸貳分下貳尺四寸八分
- 一赤土村 頭壹尺九寸下五尺七寸
- 一鷺森村 頭壹尺貳寸四分下三尺七寸
- 一二ッ寺村 頭六寸貳分下壹尺八寸六分
- 一畝田村 頭壹尺九寸下五尺七寸
- 一觀音堂村 頭壹尺貳寸四分下三尺七寸
- 一松村 頭壹尺九寸下五尺七寸
- 一古保村 頭壹尺九寸下五尺七寸
- 一藤江村 頭壹尺貳寸四分下三尺七寸
- 一示野村 頭壹尺貳寸四分下三尺七寸
- 一櫻田村 頭八寸貳分下貳尺四寸八分
- 一中村 頭八寸貳分下貳尺四寸八分
- 一袋島村 頭四寸壹分下壹尺貳寸四分

六十一

一大野村 頭壹尺九寸下五尺七寸
舞臺西の方

一太郎田村 頭貳尺九寸八分下八尺

一保古村 頭九寸九分下本まの、

一黒田村 頭壹尺六寸五分下參尺五分

一北笹塚村 頭壹尺參寸貳分下三尺六寸

一無量寺村 頭壹尺九寸下五尺四寸

一新村 頭壹尺九寸九分下貳尺八寸八分

一普照寺村 頭壹尺六寸五分下四尺五寸

一專光寺村 頭三尺三寸三分本紙脱す

一安原村 本紙脱す

右者祿米を以割付舞臺釣寄のきわ幅五尺計十村棧敷によけてるれ
より割るなり東は淵上西は押野なり

佐那武社古文類聚四

次 目

臨時御祈禱奉書類等
六月十五日神事一件
江戸御目附衆社參一件
御子樣方御社參一件

犬千代様就被成御疱瘡御
祈禱執行之御札被献候當
六日御飛札之通遂披露候
處御悅喜被思召候早速御
平癒御酒湯度々御進彌被
爲得御快氣目出度千秋万
歲不過之候恐々謹言

今枝民部

三月十五日

直恒判

慶安三年

寺中

將監殿

權丞殿

犬千世様万菊様へ御札被
上之則遂披露候一段御息
災之事候恐々謹言

今枝民部

正保二年乙酉

壬五月十八日 直次判

寺中神主

將監殿

權丞殿

法行誘掖... 教民... 中... 標... 活... 有...

了... 等... 須... 行...

沙... 賜... 正保二年七月

正保二年七月

正保二年七月

正保二年七月

正保二年七月

正保二年七月

正保二年七月

正保二年七月

正保二年七月

くん何くり
了身下り下
子ありて
死れわをい

中の言候口

此後

又河は
涉れし
りて
音

死物

大天候

就 法色

大天候

此

大天候

子

子

子

子

子

子

子

千代松若御出生

延寶二年

尙以御産後三日之御祈禱
追付可被執行候
御安産之義只今申來候條
御祈禱執行可有之候御神
前御備物會所へ申遣候間
追付可被參候爲案内申入
候以上

十月十二日 永原左京判

不在合

笹原織部

寺中神主

出羽殿

同

和泉殿

覺

一大和織	一卷
一杉原	一束
一末廣	一本
一絹	一端
一簾	二枚
一布幕	二張
一甜酒	一樽
一御菓子	一箱
一熨斗	二抱

右御産後御祈禱御用之品
々爲持進候間御請取被成

延寶二年

一刻も早く御祈禱御執行
可被成候猶寺社奉行衆よ
り可被申達候甜酒御菓子
者重て兩日分自是爲持可
進候以上

十月十二日 宮崎彌左衛門 判

杉江兵助 判

淺加左平太 判

寺中
神主

覺

御菓子

一箱

甜酒

一樽

右御産後御祈禱御用之御

菓子酒爲持進候以上

十月十三日

會 所判

佐那武神主

河崎出羽守殿

同

河崎和泉守殿

延寶二年

覺

(此間虫喰にて不明)

御

爲御用爲持

進候以上

十月十四日

會 所判

佐那武神主

河崎出羽守殿

河崎和泉守殿

延寶二年

請取申銀子之事

一丁銀

貳枚は

將監

一丁銀

貳枚は

權丞

四枚

右 犬千代様より爲御初尾拜領仕難有忝致頂戴候所如件

寺中神主

正保貳年七月廿二日

將監判

定次

權丞判

秀俊

津田 忠兵衛殿

丹羽 二郎兵衛殿

從 御先代様御婚禮之節御祈禱之御札守御肴等持參仕り指上
け來り申に付て
相公様御婚禮御入與之砌御鏡申上候て如御吉例御祈禱之御札
等江戸に持參則茨木右衛門殿御取次を以指上げ申候就夫今般

若狹守様御婚禮に付て右之通指上げ申度奉存候に付て御鏡申
上候

右案紙也

一 明曆四年 加賀守様御祝儀星名肥後守様より七月に御こし入被
爲成候御祝儀に付て何も國中社人衆江戸へ御札上七月七日八日
に被參九郎二郎小三郎初て江戸へ下り申候 中納言様
加賀守様御機嫌能御禮申上銀三枚充拜領仕八月十日に罷下申候

堅物

一小判五兩

河崎出羽守

一小判五兩

河崎和泉守

一小判三兩

河崎將監

右者 若子様御名雅十郎君御安産御祈禱相勤申に付て致拜領難有仕合奉存頂戴

仕候以上

元禄十一年

寅ノ十二月廿八日

寺中神主

河崎出羽守

定矩

河崎和泉守

秀憲

河崎將監

定長

永原左京殿
篠原織部殿

寛文八年六月御米三十石白銀三十枚拜領仕瀬兵衛等頼候て璽箱之御祈禱相勤御札は二の丸迄指上布上下頂戴仕難有御事に御座候以上
いさいは出羽方に留置候事

右和泉秀興筆記に在之

當公方様御誕生被遊候以後御祈禱被仰付候様子委細書記持參可在之候旨被仰出候間何も被相考急々書付其砌之様子存之方一兩人持參可在之候不及申候得共急御用候間道中も無油斷被參尤候恐々謹言

八月廿一日 富田治部左衛門 判

不破彦三判

寺中神主

河崎出羽殿

同

河崎和泉殿

退而御祈禱被仰付候義年寄衆紙面
寺社奉行紙面在之分何も此飛脚可
被指廻候各書付に不及候以上

相公様又者御一門様方御
祈禱之儀表向より被仰渡
其許於御社頭被致執行候
儀有之候哉

微妙院様御在世之時分よ
り以來之儀舊記被相考御
年寄中又は寺社奉行より
の紙面等有之候は、早々
此飛脚に可被指越候急御用
候間可有其御心得候以上

元祿十三年

庚辰

十二月二日 竹田五郎左衛門

判

伊藤平右衛門

判

川崎出羽殿

川崎式部殿

加賀守様御誕生被遊候節御札上げ申様子御尋に付申上候
一 御家御代々御誕生之砌御祈禱執行仕御札上申候に付此節も奥村
因幡殿に御窺申所に早速罷越御札上申旨被仰渡候に付私親共江
戸に罷越十二月六日に奥村河内殿迄申上御札守并御肴上申候所
にお御前に祈禱可仕由被仰付則御祈禱執行仕候て 中納言様江
御目見仕罷歸申候其後度々以飛脚御札守上申節者今枝民部殿よ
り被下候折紙所持仕候持參仕上申候時分之御折紙添狀所持不仕
候以上

寺中兩神主

元祿貳年五月廿二日

河崎出羽守 判

定 矩

河崎和泉守 判

秀 興

岡島市郎兵衛殿
不破彦三殿

高德院様
芳春院様
壽福院様

右 御三人様御祈禱被 仰付候社家寺庵陰陽師等にも在之候哉
御祈禱相勤候義由來書又は承傳候義も有之候哉之事
一 尾張越前京伏見大坂之社家寺庵陰陽師
右御祈禱相勤候義承傳候哉之事

以上

寶永四年正月八日

右之義 御尋に付早々可書上旨左京殿より被申渡

高德院様
芳春院様
壽福院様

右 御三人様御祈禱被爲 仰付候義承傳不申候且亦自余之社家
寺庵陰陽師等にも右從 御三人様御祈禱被爲 仰付候義承傳不
申候

一 尾張越前京伏見大坂等之社家寺庵陰陽師等御祈禱相勤候義是又

不奉存候以上

寺中兩神主

寶永四年

亥正月十六日

河崎出羽 定矩

河崎和泉 秀憲

永原左京殿
伊藤平右衛門殿

以書付申上候

若狹守様 御入與付如御佳例御祈禱之御札卷數御肴乍憚指上申
度奉存候付御鏡申上候則先例左に記申候
利常様 御入與付御祈禱之御札卷數御肴等私共先祖奉獻上申候
由及承申候 御書御印物は無御座候
光高様 御入與付如先例御祈禱之御札卷數御肴等私共祖父江戸
へ持參仕指上申候處
中納言様

少將様 御目見被爲 仰付候由申傳候 御書御印物は所持不仕候
相公様 御婚禮之砌奉窺申候て如先例御祈禱之御札卷數鯉一折
江戸に私共親持參仕七月廿八日茨木右衛門殿を以奉献上則 御
目見被爲 仰付御目錄を以御銀時服等頂戴仕申由申傳候 御紙
面等は所持不仕候
右之通御座候故如御先例御祈禱之御札卷數御肴等奉献上度奉存
候以上

寶永五年戊子

子九月十九日

寺中兩神主

河崎出

羽判

河崎和

泉判

永原左京殿
伊藤平右衛門殿

中將様御入國之砌御迎に罷出且亦飛脚上之献上物等無用門前

御通り被爲成候寺社之儀は掃除念を入れ申付自分罷出居申義は無用之旨御觸之趣奉得其意候就夫寛文元年 相公様御入國被遊
同月廿七日御札被爲仰付先祖共相勤申候同年閏八月十三日初て
宮腰に御出被爲成候時分往來入口まで罷出居申候處に社頭之由
來並御社領御寄附之御様子 御尋御座候由先祖之留帳に御座候
其後御鷹野に此邊 御出被爲成候時分は毎度境外まで罷出申候
由承傳へ申候今般之義 中將様自然宮腰口に御出被爲成候時分
之義奉窺申候寛文元年之御様子之御事は別て委曲御留可有御座
候と奉存候に付て私了簡迄にては難相決候に付て申上候以上
辰七月十七日 河崎和泉判

享保元年

寺社御奉行所

御入國に付御祈禱執行御札被指上候義相窺候所に爲指上候様に
被仰出候條被致候祈禱執行御札等正月被指上通相認今般は何も
木具折にて當月十八日右近宅迄可被指上候
一中將様御服之内に御札上げ申義難成品在之候て指扣候様被仰出

候此段各社格も可有之候條其趣委細可被申上聞候以上

八月六日

生駒右近
永原左京

白山惣長吏神主中

河内守殿所ノ口志摩守殿

伊勢守殿三崎大宮司殿

和泉殿並生主計殿

丹後殿紀伊殿

因幡殿所ノ口多宮殿

高勝寺眞長寺

何も名々下記之

御服之内御札上之申義掃無御座候

相公様御氣色御滞被遊候に付從

但馬守様以御内々御祈禱被仰付候條被得其意今晚より

二夜三日被抽丹誠執行有之廿八日晝九時迄之内御札等拙宅迄可有持參候右之段大槻内藏亮申聞候條早飛脚を以申達候以上

延享二年乙丑

五月廿六日

菊地十六郎 印

寺中神主

河崎和泉守殿

河崎出羽守殿

今般爲御祈禱料從

但馬守様御目錄頂戴仕難在仕合奉存候以上

丑五月晦日

河崎和泉守判

河崎出羽守判

寺社御奉行所

御郡方風難水難無御座五穀成就之御祈禱御内々にて例歳之通被仰付候事

正月

御郡方無難五穀成就之御祈禱例年通被仰付候に付御最花銀五枚御渡被成社納仕申候追て御祈禱相勤御札等指上可申候右御請如此御座候以上

延享二年

正月九日

河崎和泉守判
河崎出羽守判

松本八郎太夫様

正五九月御祈禱御札等献上之節前々より拙者共御用番宅に其身持參或故障にて難罷出人々は使僧下社家を以上來り候處近き頃小者使にて指出候輩も有之体に候遠所之面々は向寄之寺社方へ頼にて爲上候義は先其通にも候得共小者飛脚等にて直に指出候義は有之間敷候事に候御札之義は其職分にては品重き事其上献上之義候得は危抹成義は無之筈に候如何之心得に候哉鳥渡相咎め可申候得共此度之義は先其通に候是以後心得違之人々於有之は其通難致候間急度可被相心得候事

明和四年

亥六月

別紙之趣被得其意先々被相廻且承知之旨人々より請紙面拙者共御

用番宅へ可被指出候以上

六月九日

伊藤内膳

御祈禱料

一白銀參枚

寺中社

右當月初頃より根布荒屋等領瀉中魚類多死流人命にも障候由に付速に瀉中之變異消散之御祈禱其社にれいて被仰付御祈禱料如斯御備候條早速致執行候之様可有御申渡候事

嘉永五年

八月

別紙寫一通相達之候條被得其意早速御祈禱執行可有之候以上

八月廿七日

前田外記

河崎相摸守殿

河崎乙吉殿

追て本文呼立可申談筈之處指急候に付如此に候以上

右同様五郎島齋藤氏にも被仰渡

當月初頃より根布荒屋等領瀉中魚類多死流人命にも障候由に付速に瀉中之變異消散之御祈禱被仰付候に付今廿八日より來月朔日迄三日之間執行仕候依て御届申上候以上

子八月廿八日

河崎相摸守印

河崎乙吉印

寺社御奉行所

御尋に付申上候

一東照宮御迂宮延寶五年には神職六人罷出事相濟候上御布施銀被下之御趣委細は不奉存候得共御布施と申御名目に候へは御上においては或は施行等御引被成候同事に被思召出家中一所に被下之尙更お神護寺拜領仕候哉と奉存候勿論私共お願出候趣とは相見へ不申候故今般以此義は不奉願候
一寛永廿一年御勸請以來毎年正五九月并四月御祭禮其外臨時御稜等遠路罷出相勤候處御稜料と申も不被下候得共延寶五年御迂宮以後先達て申上候通二夜三日之御祈禱被仰渡御備物之類は二夜

三日之内三度被爲改且御衆花と御座候て白銀百枚被献之則御下拜領被仰付難有頂戴仕候故彌御稜等も怠慢不仕候様に先祖之者共急度申聞置候今般相願候品々過分之義に被仰聞候得共此義は御入用之品にて乍恐あへて私共潤色之筋にも罷成不申候然は彼是右御稜之義も被仰付彌以天下國家之御祈禱相勤候様に追て奉願度奉存候間各様にも兼て左様に思召置可被下候以上

二月十六日

兩神主

寺社方
御取次衆中

東照宮屋根御修葺就被仰付候來春御遷宮御座候由奉承知候寛永廿一年御勸請之御時節横山故山城守殿等お被仰渡私共先祖上洲坂本迄御迎に罷越神輿供奉仕御鎮座以後御神役相勤今以每歲四月御祭禮并正五九月之御祈禱暨臨時御稜等無怠慢相勤申候右之趣御座候間今般御迂宮之節御先例之通私共罷出御神役相勤可申と奉存候右御聞届御指圖之上用意物等之義可奉願候爲其以書付申上候以上

申八月八日

河崎和泉守

寺社御奉行所

河崎出羽守

三十

其御國許 東照宮別當職之義は天台宗之僧徒に御中附 日光御振
合に准御祭式御取行に相成候哉若亦他宗又は神職に御中付御祭禮
御國風御取交之義も有之候哉右之趣致承知度候事

水戸様御城附人見又左衛門より別紙之通問合申來候間御達申候否被
仰渡次第申遣にて可有御座候以上

九月

山崎庄兵衛様

富永左膳

中川八郎右衛門様

於御國 東照宮御祭禮神職に被 仰付置候濫觴御尋之趣奉得其
意候

一元和年中之頃にも候哉年號等不詳候得共舊記に御座候は 御先

代様初て於御國 東照宮武州より御勸請御座候砌寺中兩神主に勤
行可仕旨被仰渡候由にて則私共先代河崎權頭河崎將監兩人
神輿御迎に罷越候様被 仰付上州坂本迄罷越則供奉仕 御遷宮
御用相勤其以來今以每歲四月十七日正五九月十七日 御宮に罷
出御祈禱相勤申候就中万治二年 上使御當地に御越御在留中は
神職一人宛毎日替々神護寺に相詰申候由是又舊記に御座候右御
尋に付申上候以上

寺中神主

天保十四年閏九月

河崎和泉守

河崎越後

寺社御奉行所

今般御城中火事に付
東照宮御立退當廿五日還御被 仰出候段一昨廿二日神護寺より私共
出勤可致之旨以紙面申越候得共いまた御奉行所何等被 仰渡も無
御座候間被 仰渡次第出勤可致と及返書置候私共出勤可仕哉御指

圖次第可奉心得候間御伺申上候且又神護寺より之紙面横道と奉存候其上私共義は御上にねいても御應答も御座候身分之者に候處神護寺院代より之紙面調方緩怠之至りに奉存候則神護寺より之紙面相添上之申候間早速御詮議被成候様仕度奉願候以上

文化五年

辰正月廿四日

寺中神主

河崎攝津守印
河崎出羽守印

寺社御奉行所

付札

河崎攝津守等

今般御城中火事に付

東照宮御動座被爲在候處明廿五日酉の刻奉成御歸座明後廿六日右御供養有之候に付其節各出勤之儀且爲入用銀五枚兩人に被下候旨御用番横山山城殿被申聞候條可被得其意候事

辰正月

大社并祭禮

上下密文

- 一加賀國下白山社年中十三度祭禮
 - 一同國寺中社年中四度祭禮
 - 一能登國一宮年中七十餘度祭禮
 - 一同國熊甲社年中二度祭禮
 - 一同國所口氣多本宮年中七十五度祭禮
 - 一同國三崎社年中三度祭禮
 - 右六ヶ所大社之旨社僧並神主申聞候越中國には無御座候
- 右御領國中之諸事 公邊に御書出之寫也

佐那武大宮千歳祭奠音樂役人

鳳笛
同
龍笛

舟木志摩守
清水伊勢守
大森權正

同 箏 篳 篥 太鼓 鉦鼓 音樂奏 神樂舞 同

近尾主計 舟木齊宮 同 定 齋 熾 梶井織部 大森鞆負 上田采女 舟木右仲 大森左仲

己上
右享保十一年五月

(前文虫喰)

可申候先日御斷中上候

町年寄相勤唐仁屋と申者十三日に死去仕候故何も年寄中穢申に付て十五日之祭禮相延申候則先年も祭禮町年寄之内指合御座候時分指延し相勤候例御座候間當廿一日吉日にて候間例年通祭禮相勤申

度候如跡々被仰付被下候は、忝候以上

寺中神主

延寶七年六月十七日

河崎和

秀泉

河崎出

羽定

富田治部左衛門殿
石破彦三殿

當十五日祭人足數覺

一四拾人

本町

一三拾人

運上町

一拾五人

かも町

本ノ、
八拾人

右之人數如每年十五日に無違罷出候様に被

仰渡可被下候以上

子ノ六月六日

寺中兩神主

中山甚之丞様
 つるや與三右衛門様
 武右衛門様
 四郎衛門様
 與左衛門様

書付を以申上候

一來る十五日當社恒例之祭禮に付如毎年神輿宮腰村々濱へ奉社遷
 例御祈禱御被執行仕度旨御理り申上候處に毎年通祭禮相勤可申
 候旨被仰渡奉得其意候然處に十五日に自然雨降候て祭り勤申義
 難成御座候へは日を延候て相勤申義古來より社例に御座候由申
 上候處に先例を書上可申旨被仰渡候に付先近年の義を申上候
 一 寛文八年六月十三日洪水之時御宮道筋之橋共損申に付御理申上
 同十八日に毎年之通祭禮相勤申候

一 寛文十一年六月十五日大雨にて同十七日に相勤申候
 一 延寶七年六月十三日に宮腰村町年寄祭禮取持申者之内唐仁屋利
 左衛門と申者死去仕申故町人多穢申に付て御斷申上同廿一日に祭
 禮如毎年相勤申候
 右之通古例に御座候自然十五日に天氣惡敷祭り勤申義難成御座候
 へは如跡々日を延相勤可申候以上

貞享貳年六月十一日

河崎和泉判

秀典

同 出羽判

定矩

不破彦三殿
 富田治部左衛門殿

右之通申上候へは彌々承届候間五三日延候義は此方へ不及斷可有御勤候自然十日
 計も延し候は重て可有斷之旨被仰渡候

書付を以申上候

當社六月名越祓之義 微妙院様御代古例之趣奉願候て寛永十五年

承應貳年迄毎年宮腰濱に十四日と十六日迄神輿を奉遷御被執行仕來候へ共其後神領不作仕候て仮小屋造用等難調御座候故十五日之神幸迄にて御旅之義中絶仕候如先規之向後二夜三日之間神輿を遷海邊に御被執行仕度奉存候兼々産子共も奉願御事に御座候間被仰付被下候は忝可奉存候以上

寺中兩神主

元祿十一年四月二日

河崎和泉守判

秀與

河崎出羽守判

定矩

永原左京殿

伊藤平右衛門殿

不破彦三殿

定書之事

一宮腰濱へ神幸之時分兩輿相並其上御道具等入交諸事祭議勤來候へ共先々間等出來候處向後如古例神輿持々に仕神事可相勤事

一御道具今般々相究候通に可仕候自然於已來寄進物等出來にれる

ては互遂相談其上事に可仕事

一賽花錢等四五日之間兩方々晝夜共に番等附諸事不勝手に付て向

後如先々面々支配可仕候事

右之條々向後堅相守可申候爲其如件

元祿十一年五月三十日

河崎式部丞判

秀憲

河崎將監殿

定書之事

一宮腰濱に神幸之時分 兩輿相並其上御道具等入交諸事祭儀勤來

候へ共先々間等出來候故向後如古例神輿持々に仕神事可相勤事

一御道具今般々相究候通に可仕候自然於已來寄進物等出來にれる

ては互に遂相談其上之事に可仕候

一賽花錢等四五日之間兩方々晝夜共に番等附諸事不勝手に付て向

後如先々面々支配可仕候事

右之條々向後堅相守可申候爲其如件

元祿十一年五月三十日

河崎式部殿

河崎將監判
定長

四十

宮腰後用米同銀子は所助成之ため先年申付候事に御座候然は永代不易に長久なるは御神物にしく事なく候間拙者役後者准御神物所永代之ため申付置候趣無相違毎歲勘定帳面御兩方懸御目算用濟し申候様に宮腰役人共に申渡置候間其御心得を以御見届被成無退轉様に頼入申候以上

正徳二年正月二日

馬淵友之進判

河崎和泉守殿
河崎出羽守殿

當國大守公御武運增長爲所繁榮御祈禱料毎年從宮腰村上之候様申付候條御神前に被捧永代不退轉可被抽丹誠者也

正徳二年正月二日

馬淵友之進
源高定印

河崎和泉守殿
河崎出羽守殿

覺

一四拾貫目余

所後用銀

右之銀子は宮腰中産神佐那武社之號神物と所之れも役人共へ預置候へて永々迄爲致裁許候依之名目爲報賽每歲三度正月元朔暮勘定時爲初尾致指上申分量之程末々迄相違無之様に去正徳二年申渡置候以來而奉行並役人等心得違にて相滯候は寺社御奉行衆に御申上候て神納異變無之候様に可被成尤先達上へも申上置候寺社御奉行衆へも内證申入置候最初之存念大守公御武運御長久御息災延命所中安穩之爲祈願仕置候事に候間後年永々無怠慢御祈禱頼入申候以上

享保三戊戌年二月三日

馬淵友之進 印判

四十二

宮腰 佐那武大明神

神主衆中

當夏於江戸於京都御孫子様方御誕生目出度御儀恐悅之至に奉存候
去秋は所_レ過分之御貸米被_レ仰付忝奉存候當年者御家中_レ被_レ下米
宮腰_レ廻り所々潤色被_レ成候事かれと云是と云生土 御社之御擁護
と忝奉存候依之當六月之祭禮より神幸之御旅所前日仮小屋を懸御
供米每歲壹石上之可申候以上

附所中人々心付次第亭主に 神輿之寶前へ致參詣御馳走可申
上候是

高德院様御印證之趣を以申渡者也

正德三年六月十一日

馬淵友之進 判

中山 甚八 耶

中山清右衛門
宮腰中亭主々

宮腰氏神六月名越御被_レ御馳走之儀に付問屋賣物代之内銀高百目に
錢壹文宛右入用銀に取立可申旨今般問屋中_レ被_レ爲_レ 仰渡御請上之
申候通銀子私共方へ取集御渡被_レ成候御覺書之表を守取持相勤可申
旨奉畏候以上

唐 仁 屋

又 八 耶 印

服 部 屋

吉 右 衛 門 印

高 橋 屋

甚 左 衛 門 印

馬淵友之進様

裏書

裏書之通永々迄無相違様に申渡置候間左様に御心得可被_レ成候以上

馬淵友之進 判

神 主 衆 中

四十三

今般問屋中に申渡候百目壹錢之義宮腰之者共聞違心得違も有之体に候間先日紙面を以其趣爲申聞候依之今般三人之取持人共へ右之鳥目神用につかい様之趣申付候間其趣何も致承知所中に寄々に可申聞置候以上

酉六月六日

馬淵友之進 印

中山 甚八郎

中山 清右衛門

肝 煎 中

惣組 合頭 中

今般問屋中に申渡候旅人々百目壹錢宛乞請候鳥目料を以段々別紙書立之通神用相調可申候然共當年之義未銀高も少々にて難調候間年々に拵候様に可仕候其餘りを以名越稜祭禮之時分賑敷可仕入用にも引足つかい可申候併只今迄所中々奉加仕出し來候義壹錢料に目を付申候て指扣申様成心得且而以無之様に惣中に紙面を以爲申聞候此心得を以壹錢料之事取持年々可相勤候以上

酉六月六日

馬淵友之進 印

唐仁屋 又八郎

服部 屋吉右衛門

高橋 屋甚左衛門

神器調物目錄

酉ノ年

- 一 四神之旗
- 一 兩宮神輿修理
- 一 八幡神輿造營
- 一 神輿之御道具損亡之物修造
- 一 神輿供物附供奉之輩素袍
- 一 神寶並神輿御道具入神庫造立

右之通年々段々に拵可申候以上

酉六月六日

書付を以奉願候

當社名越稜先年は海邊に御旅所御座候て每歲六月中旬迂五社神輿
數日御稜執行仕候先規は押立申神事御座候て御祈禱之御札御肴献
上仕從 中納言様御書被爲成下候儀も御座候得共承應貳年高浪に
て御旅所等潰申候已後は十五日一日之 神幸迄に成申候近年は仮
小屋等も出來仕候故如先規何とろ御神事相勤申度奉存候に付て十
四日之晩景に迂神輿御稜執行仕り候て十六日之朝例年之通御藏所
其外町々以神輿を渡し前後二夜三日之祭禮相勤申度奉存候十五日
一日に所々相勤申候得は酷暑之時分に御座候故供奉之者共事之外
難義仕候間旁々以願之通被仰付被下候て御神事再興と難有忝可奉
存候以上

寺中兩神主

正徳五年

未十一月廿九日

河崎和泉判

河崎秀惠

河崎出羽判

定堅

永原左京殿

菊池大學殿
伊藤藤内膳殿

六月十五日宮腰佐那武大明神恒例之祭禮に付宮腰濱に迂 神輿名
越之御稜執行仕候先年は海邊に定 御旅所拵置每歲五社之迂 神
輿一七日之御神事相勤御祈禱之御札並御肴等献上仕從
中納言様御書等も被爲成下候則于今所持仕罷在候然處承應貳年高
波にて右之御旅所等損其後は十五日一日御神事相勤來り申候享保
貳年に奉願候て十四日晝夕迂 神輿兩日之御祈禱相勤申候同三年
にも相勤可申之處差間申義御座候て相止申候尤其節御斷申上置候
其以後再興仕度奉存候得共時節柄見合罷在申候當時は差つがへ申
趣も無御座候其上産子共も奉願候様に申聞候間今年享保貳年之
格を以十四日晝夕迂 神輿兩日之御神事相勤 御上御安泰所繁昌
之御祈禱執行仕度奉存候願之通り被 仰付被下候は、御神事御再
興と可難有候以上

享保二十年五月廿三日

一 神幸之刻は町年寄並肝煎組合頭等は御迎送として入口惣門之外迄罷出候事
 一 役人之外長敷者之分は御社頭まで御迎送仕候事
 一 町中神幸之砌は其町之役人並小組合頭等も罷出或は見世杯のすたれも卷揚水等もうたせ諸事指引仕候事
 一 惣へ供奉人足は宮腰へ寄進に御座候間其町におゐて可然者撰候て被指出候事
 一 神輿往來暫之内は駄馬杯も指扣通り不申候事

五口

右覺書之趣は宮腰御奉行先規より馬淵故友之進殿までは御祭禮以前町中へ被仰渡義有之且又元和年中瀧與右衛門殿より寛文中長屋平左衛門殿等迄は御旅所へ御參詣或は爲御代拜御家來又は町年寄杯參詣被仰付其外肝煎組合頭等まで替々相見舞急度尊敬之趣に御座候處近年は右被仰渡等も無御座候哉神輿御迎等に罷出申者も至て少く次第に町中も不作法に罷成別て他國者も多く入込罷

在候時節故私共之身柄におゐては氣の毒奉存候 御上御安泰之御祈禱且所繁昌之御祭禮に御座候間尊敬も仕候様に仕度奉存候故甚左衛門殿へは兼て御内證を以申上置追ては相願申了簡罷在候所役人中へも 御尋被成被仰渡も御座候様御序を以被仰上被下候は忝可奉存候以上

寶曆元年

六月

寺中

兩神主

山下 正藏様
 松嶋 和兵衛様

口上

當十五日佐那武大明神恒例之御祭禮に付宮腰濱へ遷神輿御祈禱相勤申義に御座候就夫名越稜之義は六月閏御座候へは閏月に至て相勤申趣古來御格式御座候併何年以前閏御座候て右御趣相延候哉其義は承傳不申候尤留帳杯にも相見へ不申候へ共右之趣に御座候間今年は來月に至て執行可仕と奉存候尤日限之義は宮腰御奉行御示

寶曆元年 談之上相極追て御案内可申上候以上
未六月五日

寺社御奉行所

寺中兩神主

當十五日名越御祭禮宮腰濱に神輿神幸之義十五日同廿二日迄之内
内天氣次第に奉神幸候義は毎年御斷申上候通に御座候承應年中迄
は右濱神輿遷座之離宮有之毎歲十五日同廿二日迄一七日之内一
千座之稜等執行仕候處承應二年之高波にて離宮流損仕候故其後毎
歲御飯小屋を建二夜三日之遷座に相成申候其後一日之神幸迄に相
成申候然處享保貳年官腰産子中先例之通相願申候に付則永原故
左京殿菊池故大學殿伊藤故内膳殿御奉行之砌右之趣相願申候處御
聞届之上十五日神幸仕其夜宮腰濱御飯小屋に奉遷座翌日御歸社首
尾能先規之通興行仕申候其後宮腰に故障之義有之一統困窮に罷成
御飯小屋並町人足等差支申候旨にて又十五日一日之神幸迄相勤申
候今年享保貳年之通奉遷座天下國家五穀豐饒所繁昌之祈禱興行仕
度之旨産子共相願申候勿論先例申趣を以官腰奉行所にも相違候處
差支之義無之旨被申聞候

右之通御聞届被成下候様に奉願候以上

明和三年

戌六月

河崎出羽守判

河崎式部少輔(忌中)

寺社御奉行所

寺中兩神主別紙之通相願候先例有之候間承り届可申とは存候得共
事舊申義に候得は右之趣差支申義も有之間敷候哉且其節不致群集
等候様に御支配之者共御申渡候様致度候若又産子等申談新に相
催申趣も有之体に候は、早速爲御知候様に致度如此に御座候以上

明和三年

六月十二日

伊藤内膳

佐藤半五右衛門様

御當社恒例之名越御祭禮當十五日六日毎歲執行仕候得共閏月有之
候得は閏月に至り執行仕候舊例に御座候間此段御聞請置可被下候
以上

寛政元年

酉六月四日

河崎攝津守判

寺社御奉行所

御目付衆明後日宮腰へ可有御越由に候就ては寺中へ可有御立寄躰候條社内宮道以下掃除可任候其方兩人家并屋敷之内も掃除之心得尤候恐々謹言

万治二年己亥

五月八日 茨木右衛門判

笹原織部判

横山式部判

寺中神主

將監殿

權丞殿

一江戸へ御目付衆御兩人万治貳年正月金澤へ御入被成候内藤新五郎殿美濃守様之御やかたへ御入被成候長谷川彌左衛門殿は津田玄蕃殿御やかたへ御入被成御まかないの御馳走の体無申計候同七月十一日に金澤を御出被成江戸へ御歸江戸まで御おくりの御侍衆三人

一万治三年四月金澤へ御着被成候御目付衆渡邊筑後殿野世次左衛門殿御兩人共に三千石宛御取被成候様申候五月十三日に當社へ御參詣被成候自其宮腰さかや八右衛門に御入被成候座敷上段の前には御休被成由來いさゝに御尋に付古例の事も申上候御宮繪圖は紙二枚に相調進申候御待請之役人中隨身門に御ひかへ被成候一寛文元年七月 加賀守様御入國閏八月十三日に宮腰へ御出被爲成拙子兩神主へ銀貳枚宛拜領仕候宮腰にて被下銀主計に拾枚三右衛門に貳枚あみ引かもうり方へ銀廿枚あみ方へ拾枚かもうりへ拾枚

一寛文七年御國廻り衆御三人甲斐庄喜左衛門殿鳥井權之助殿神保四郎右衛門殿七月八日に金澤御着被成候て十日に宮腰へ御越被成其日に松任へ御通り被成候宮腰御宿さか屋八右衛門同六右衛

門伊兵衛也色々忝義共被仰渡候
一延寶九年酉の六月十三日に國廻り御上使三人宮腰へ御越被成す
くに御出候て濱にて宮腰の役義其外諸事御尋被成すくに御歸被
成候宮腰にての御宿こしらへ申は酒屋八右衛門同伊兵衛錢屋助
左衛門處也其日事外大雨ふり申候町年寄共大野道出口迄御むか
い又同處迄おくり申候茨木傳右衛門殿寺中道出口迄むかいらく
りは大野道出口迄おくり被申候上使三人の名は大關勘右衛門殿
中根左京殿内藤二郎兵衛殿同日に鶴木迄御越被成候宮腰より御
歸りに宮腰出口へ町年寄役人中送申候處に出口にて當社の義御
尋被成候社は五社御座候と中山三右衛門申上候由

御國目付衆万治二年三年其御社に御參詣有之由に候其節之舊記
等有之候はゞ御しらへ早速寺社御奉行衆御用番御宅へ御差出可
被成候

一今般御國目付衆御越之趣に候間先例之通御參詣之義も可有御座
候哉左候へは指支不申候様御心得之義申進置候様御奉行衆被仰
渡に付如此に候以上

寶曆五年

二月廿二日

近藤右門
村井左門
山内吉兵衛

河崎和泉守殿
河崎出羽守殿

一 万治貳年御目附内藤新五郎殿長谷川彌左衛門殿正月々七月迄御
逗留之内五月十日朝御參詣有之御社頭由來等委く御尋被成候
一同三年御目附渡邊筑後殿野世治左衛門殿五月十三日に御參詣社
頭之由來御尋被成私共宅にて御休被成候由に御座候
下畧之

御目付衆昨十六日七ツ時御社頭に御越被成候私共之義社前之鳥
居迄御迎に罷出申候神前にては御本社玉橋迄御越被成御巡見有

之神樂座にて暫御座付御歸被成候尤私共右鳥居迄御送り仕候御
挨拶等に預り忝仕合に奉存候以上

寶曆五年

五月十七日

河崎和泉守
河崎出羽守

寺社御奉行所

御目付乘松平頼母殿大河内善兵衛殿四月十五日江戸發足廿一日金澤參着頼母殿は津田
玄蕃殿御宅に善兵衛殿は寺西陣正殿御宅へ御入被成諸事万治之舊例之通り五月六日
御城中御巡見同十一日白山御參詣十六日宮腰へ御出當社黒津舟へ御參詣六月朔日頼母
殿は能州へ御發足十三日御歸着廿一日善兵衛殿は越中に御發足在之十月朔日御兩人金
澤發足小松御巡見東海道御旅行にて十八日江戸へ御歸着道中御醫師等被爲付段々御馳
走方在之由

一寶永四年九月六日に 御姫様方 御參詣被遊御賽花之覺

金五切

御姫様初尾

金貳切

造酒丞様初尾

金壹切

御袋様初尾

金壹切

ほり尾とのゝ出羽方へ被下候

以上

昨日善良院様御社參に付私方に被爲掛御腰爲御使者野村次郎兵
衛殿を以御賽花白銀壹枚御献納被爲成候
一金三百疋和泉守へ被下御懇意之義御意次男大江へ御目見被仰付
其上御扇子ねりひな御八口拜領仕冥加至極に奉存候
一先例之通御肴献上可仕哉之旨板坂久太夫殿迄窺候處指上可申旨
被仰聞則献上仕候依之御満足之旨服部才右衛門殿を以被仰出候
以上

寶曆五年

三月十七日

河崎和泉守

御取次中

天明八年四月四日

五十八

教千代様宮腰に御行步として御出に付當社にも御立寄被遊御
機嫌能御立被遊候此節詰候役人寺社方取次與力土谷忠藏御作
事方與力二宮五右衛門等被相詰候

先年御社頭筋に勝丸様爲御行步御出之砌御社頭に御立寄之節各
様先御同役御詰被成哉之旨先例相しらへ書出候様被仰聞承知仕候
併數度御立寄被遊候義は御座候得共各様御詰之義夫々相しらへ申
候へ共當時見當り不申候依て御返事如斯御座候以上

四月四日

河崎攝津守
河崎左京

吉江丹右衛門殿
齊藤判太夫殿

藤姫様 龜万千殿來月六日七日之内天氣次第爲御行步宮腰並粟崎
御亭に可被爲入由被仰出候之旨岡田助右衛門へ申來候條御出御當

日右近邊寺社家高見等の人を揚不申諸事不敬之義無之様可被申渡
候以上

天明八年

三月廿六日

篠原監物

寺中神主

河崎攝津守殿

當月六日宮腰粟ヶ崎に藤姫様 龜万千殿御行步に御出被遊候に
付宮腰寺庵方等之内に御供從者方等宿可被 仰渡旨被仰渡奉承知
候依て御答申上候以上

四月三日

河崎攝津守
河崎左京

不破彦三様

明後四日朝五時御供揃にて 教千代様宮腰に御行步御出被遊御前
後之内寺中に御立寄可被遊旨被 仰出候條去年之通夫々不指支様
御申渡可被成候以上

五十九

四月二日

追て重て不申進候間夫々無間違御申渡可被成候以上

北村三郎左衛門

不破彦三様

右紙面寫之通北村三郎左衛門申來候條惣て去年之通夫々不指支様可被相心得候尤不敬之義無之様嚴重可被相心得候以上

四月三日

不破彦三

河崎攝津守殿
左京殿

四月二日

追て重て不申進候間夫々無間違御申渡可被成候以上

北村三郎左衛門

不破彦三様

右紙面寫之通北村三郎左衛門申來候條惣て去年之通夫々不指支
様可被相心得候尤不敬之義無之様嚴重可被相心得候以上

四月三日

不破彦三

河崎攝津守殿

左京殿

目次

- 神社御修理一件
- 神具御寄附并御造替等
- 神主行事御條目等
- 同叙位任官等

佐那武社古文類聚 五

如斯西尾隼人小塚藤右衛門方より申來候條當春打銀本高百石に五匁掛り之圖に候間當廿日切に可被指上候恐々謹言

二月三日 葛卷藏人判

岡嶋市兵衛判

寺中神主

將監殿

權丞殿

寛永十九年壬午

今年宮橋二ヶ所
被仰付候御奉
殿行山口彌五兵衛

寺中宮橋之儀兩神主理候
條彼地御建立之儀候間右
之橋急度被申付尤候於兩
神主可申入候恐々謹言

二月八日 横大膳亮判

神式部判

奥河内守判

前出雲守判

原田又右衛門殿

山口彌五兵衛殿

件 喜右衛門殿

金子孫右衛門殿

寺中神前御供水無御座候間井一つ被爲 仰付候之様に被仰上可被
下候只今迄は古川の水にて御供上申候得共今程は古川祈開御田地
罷成申候惣て御宮之内に水無御座候へは火之用心等諸事手つかへ
めいわく仕る義共に御座候間被爲仰付被下候へは忝可奉存候以上

寺中神主

出羽守判

定方

同

和泉守判

秀興

笹原織部殿
永原左京殿

御尋に付申上候御事

一寺中神社宮腰參詣仕道筋間尺之義先年は如何有之義も委細奉
存候者無御座候右神主衆へ相尋候へは先年者兩脇之溝なしには
、貳間有之由被申候に付唯今兩脇溝共に幅貳間に仕置申候勿論

溝有之勝手悪敷旨神主斷にして何時にても埋させ可申候御事
右之通向後急度相守可申候若道筋崩込候は、右紙面之通爲致可申
候以上

貞享三年十一月廿三日

宮腰

甚

丞印

同

與三右衛門印

同

同町肝煎

同

權兵衛印

同

七左衛門印

同

五郎兵衛印

宮腰町奉行

村田彌三郎殿

從佐那武神社宮腰大道迄道筋先年は幅貳間有之候處近年田の中
へ崩込道幅せはく成候間先年之通道幅廣仕度旨神主中斷に付宮

腰町之者共僉議之上彌以後迄道幅兩方之堀共に貳間に相極宮腰
肝煎共書付相添遣し候間可被得其意候以上

貞享三年十一月廿五日

村田彌三郎判

石川郡寺中村

神主中

御尋に付申上候

一寺中神社宮腰參詣仕道筋間尺之義先年は如何有之義も委細奉
存候者無御座候右神主衆に相尋候得は先年者兩脇之溝なしに幅
二間有之由被申候唯今兩脇溝共に幅貳間に仕置申候勿論溝有之
勝手悪敷旨神主斷に候は、何時にても埋させ可申候御事
右之通向後急度相守可申候若道筋崩込候は、右紙面之通爲致可申
候以上

正徳三年四月十八日

中山甚八郎印

中山清右衛門印

肝煎

五

源右衛門印

同

藤兵衛印

同

喜右衛門印

宮腰町奉行

馬淵友之進殿

佐那武明神社宮腰大道迄先年者道幅貳間有之候處近年田の中へ崩込狹成候間先年之通道幅廣被仕度旨則貞享三年之引付を以て後々迄道幅貳間に相極申渡肝煎共書付相添遣候間可被得其意候以上

正徳三年四月十八日

馬淵友之進判

河崎和泉守殿

河崎出羽守殿

一貞享貳年四月七日に御宮道を作出し申候是は以前之引地幅貳間にて其内兩方に三尺之堀に定有之處に近年宮腰村之百姓田作道をせはめ申に付貞享年中には堀に七尺な

らては無候に付宮腰之奉行村田彌三郎殿へ祭能執行之辭之水にて道々兩神主願申候處に以前之如く可申付と被申候て不日に宮腰肝煎に往古之通りに被申渡候付て同八日に田作頭かぢ町仁右衛門久右衛門其外ヲキ田つくり共罷出道九尺堀壹尺五寸宛に作柳を指申候て能みちに成申候

御宮の下の道事外損申候間明日つくらせ候間其村中より人足十五人前々のとくもつこくわもたせ可被遣たのみ申候以上

元禄十二年

三月廿八日

兩神主

観音堂村肝煎

寄合頭衆中

如此にとのへ候間あかつち村へ廿人二ツ寺へ十人示野村へ十五人申遣候へは廿九日に何も罷出作り申候川除木に御宮の櫓の枝壹本切候て下へ入候て在所よりも五七人罷出作申候此時在所中よりは金澤への道も作候

宮道事外損申候間前々のとく御作らせ可被下用水かゝり候へは人どをりもなりかたく候條神事能まへ被仰渡可被下候恐々謹言

元禄十二年

卯月二日

河崎出羽守判
河崎式部丞判

中山甚八郎殿
中山清右衛門殿
肝煎衆中

八

石川郡寺中社頭通道筋大破に相成往來人難義仕候間寶曆五年之通
道作り被仰付候様神主より相願申候に付寶曆五年道造り之義御尋
被成候寶曆五年之義は御目付御社參に付宮腰往還道入口より寺中
社門前迄道作り御入用圖被仰渡村方より作り立申候則其節御入用
銀請取申候以上

午二月

淵上村
源五郎

木梨助三郎様
奥村左太夫様

石川郡寺中社頭通道筋損往來指支候由神主書付出候付別紙御指越
前々之通道作之義可申渡旨當廿四日之御紙面致承知候併先年道作

之義進詮義候處寶曆五年爲道作候義は御目附御用に付格別之儀を
以爲作申候村方より道作之義は無之候則十村指出候小紙指進申候
依て神主出候書付致返進候以上

天明七年

三月廿八日

木梨助三郎

寺西彈正様

御當社御修覆料銀高七貫七百目を以私共へ引請に被仰渡候に付
右之内去暮四貫五百目兩度に請取申候然處殘銀三貫貳百目早速御
渡御座候様に奉願候尤木拵等早春より仕罷在候間右銀子急速御渡
し被下候様に御作事所被仰遣被下候様に奉願候以上

三月七日

河崎攝津守
河崎左京

寺社御奉行所

九

覺

- 一拜殿
- 一本社廻りの柵
- 一玉橋兩所掛戸
- 一白山宮
- 一御供井戸
- 一制札
- 一往來橋四ヶ所
- 右七ヶ所之分去暮出來仕候御事
- 一兩所鳥居
- 一本社並三社御葺替之分
- 右早春より木拵等仕罷在候得共未御迂宮不仕候に付押付卜迂宮之上取掛り申候以上

天明七年

三月七日

寺中神主

河崎攝津守印
河崎左京印

寺社御奉行所

今般御當社御修覆被 仰付候に付正下兩迂宮並神具御入用として
白銀拾五枚御渡し輕取計可申旨被仰付奉得其意候依て御請上之申
候以上

寺中神主

河崎攝津守
河崎左京

天明八年

未七月十二日

寺社御奉行所

御當社御修覆之儀先達て私共引請に被 仰付候分不殘出來仕候
間御見分御座候様仕度奉存候此段御作事所へ被仰遣被下候様奉願
候以上

寺中神主

河崎攝津守印
河崎左京印

申三月十二日

寺社御奉行所

御當社破損所之義に付先月廿三日委曲奉願候處當月十一日御作事
所より夫々御見分御座候處右奉願候ヶ處之内裏門壹ヶ所並惣様之
柵御作事御繪圖に無之候間見分難仕段御大工土田善四郎等申聞甚
迷惑仕候御作事所御繪圖に相洩申義は如何御座候哉不奉存候右ヶ
所之義は數年來及大破候に付明和年中万人講を以御作事より御見
分委曲御圖り之上大御修覆私亡父等へ引請に被仰渡尤御普請中御
作事所諸役人中被相誥候に付御名前等も委曲奉存候猶更御作事所
には夫々御修覆ヶ處其節帳面に相記指上げ置候間委曲に御座可有
旨奉存候其後相損右之ヶ處等安永四年四月七日より十三日迄芝木
伊右衛門殿澤根小兵衛殿等を以御修覆被仰付其後又裏門戸ひらよ
り相損其外所々損所之分奉願天明二年八月十日御見分御圖り之上
私へ引請に被仰付則全出來仕御案内申上同九月四日御大工牧木作
右衛門等出來見分之上引渡相濟申候右之通御修覆所に相違無御座
候尤御社頭に紛敷ヶ所一向に無御座候間何分早速御詮儀之上御修
覆被仰付被下候様奉願候先達御作事所御役人中被見請候通第一右
之ヶ所御修覆不被仰付候ては御社地之差別も無御座候甚不用心至
極迷惑仕候間何分急速御修覆被仰付候様仕度奉存候間此段御作事

所被仰遣早速御修覆御座候様奉願上候以上
寺中神主

天明八年

さる四月廿三日

河崎攝津守
河崎左京

寺社御奉行所

覺

一享保十三年十月十七日より御修覆被仰付鈴木彌右衛門とのを以
一同十六年三月廿二日より同所御修繕被仰付候事同二拾一年にも
右同斷
一寛延貳年にも右同斷寶曆八年にも右同斷明和七年にも右大破に
付新出來被仰付候事安永四年にも右御繕不被仰付後只今以大破
仕候事
右惣川除之義は先年御社頭御建立之節より被仰付置候其後數度御
修覆被申付候へ共急速御尋に付先中與御修覆年号相記上し申候以
上

九月

河崎攝津守

河崎左京

御作事御役人御中

寺中社頭破損所願紙面御差越致披見候則遂詮議候處惣廻り柵之義御繪圖に無之候に付御作事所より加御修覆申ヶ所にては無之候暨川除之義も右同様に御座候富突等にて神主引請にて修覆加申義は格別の事に候且又裏門及大破候段願紙面有之候に付遂詮議候處神主左京方門は當年加御修覆候其外裏門等申者無之候此段も御申渡可被成候依て別紙願書付致返進候以上

十二月七日

高島五郎兵衛印
小寺武兵衛印

篠原監物様

御當社惣廻り柵等大破に付去年より數度奉願候得共何等之被仰渡も無御座迷惑至極仕候先達ても申上候通り夜中乞食杯入込御社内不用心至極火之用心之處も如何敷彼是迷惑仕様間早速御詮議之上御修覆御座候様幾重にも重て奉願候以上

寛政元年

二月五日

河崎攝津守印
河崎左京印

寺社御奉行所

寺中社往來橋及大破候に付御修覆之願書付出候に付御指越致承知候且又惣廻り柵等御修覆之義に付重て願書付出候間是又御指越此義は先達てより御掛合におよひ候通御作事方御修覆ヶ所にて無之候間別紙書付致返進候以上

三月十九日

高島五郎兵衛

篠原監物様

御當社惣廻り之柵並川除裏門壹ヶ所近年悉零落仕候に付御修覆之義去春以來奉願候處御作事寛文中御繪圖に無御座候間右三ヶ所共御修覆難被仰付段被仰渡迷惑仕候に付其前後數度御修覆舊記等書付を以御答申上候將又候當三月十九日御紙面を以右ヶ所之義御作事所より御修理不被仰付御旨被仰渡何分迷惑至極仕候尤元文三

年十月奉願候刻彼是御繪圖等之御詮義も有之猶更御奉行所へ御大工大西久右衛門御呼被成御繪圖に洩候義も相分り其節御年寄衆へも御達被成則先規より全修覆ヶ所に相極り候趣伊藤故内膳殿等被仰渡御座候既先祖之者共帳面に相記置申候暨其後天明貳年迄折々御修理被仰付候間今一往御詮議被仰成下候様何分奉願候勿論先達ても申上候通り此御縮無之候て者御社之無差別晝夜社内致往來乞食鉢入込火之用心甚悪敷迷惑仕候尤當時大門並裏門壹ヶ所御修覆被仰付置候得共右廻り柵等不被仰付候故何之御縮も無御座且指當り候ては御祈禱御能之節甚混雜仕迷惑至極に御座候間幾重にも被仰付被下候様偏に奉願候以上

寺中神主

酉五月

河崎攝津守印
河崎左京印

寺社御奉行所

一千六百貳拾步
一五百七拾六間横幅貳間

大野湊神社御地
御社内より金澤往來道寺中村御田地之内にて當時横幅六尺斗御座候

一立百四拾三間横幅貳間

御林
御社内より宮腰往來道宮腰御田地之内にて當時横幅六尺斗御座候

一惣木
右御社地は上古より有來り候通如此御座候

一三百七拾五步
河崎故出羽守舊宅

一惣木
同舊宅林

一九百拾三步
私居家

一惣木
同林

中畧

右御當社步數下に私共居家步數等古來より有來候通り委曲書上申候通相違無御座候以上

寺中神主

天明六年二月

河崎攝津

寺社御奉行所

覺

石川郡寺中社頭

一四疊

神明宮内陣

此分嘉永年中中殿神下朽損候に付板壁被仰付此武拾貳疊存在此分益入取去行請不候事相和且朽損取捨不存内六疊存在六疊は朽損取捨相成此分損跡々出来不致候事此分朽損取捨跡々出来不申候事

- 一 壹疊 同八重疊
- 一 四疊 佐那武宮内陣
- 一 壹疊 同八重疊
- 一 貳拾四疊 拜殿
- 一 拾六枚 同縁側吳座
- 一 拾貳疊 八角疊
- 一 拾七枚 膝付
- 一 四疊 白山社
- 一 拾四疊 延命殿

惣數 九拾五員

右御修覆所疊員數相致置候事
文政九丙戌年五月

金丸孫八郎
小林多仲

一 神明宮本社同鈞殿

覺

明治五年三月金石行
天満宮社トナス

- 一 八幡宮本社
- 一 佐那武本社同鈞殿
- 一 春日社
- 一 荒御魂社
- 一 西ノ宮
- 一 壹ッ 火爐
- 一 延命殿
- 一 白山社
- 一 御供水井戸同覆同柵鈞申車繩共壹ヶ所
- 一 手水鉢同覆共壹ヶ所
- 一 制札同覆同柵
- 一 鳥居貳ヶ所但拜殿前金澤道
- 一 延命殿後橋際より西裏門前橋迄川縁内之方土留
- 一 拜殿前土手石垣
- 一 表門裏門同左右柵
- 一 橋八ヶ所

此分安政二年五月大西平右衛門を以御作事聞合

内壹ヶ所金澤道往還より入口橋用水不用に付
安政二年四月取拂に相成候七ヶ所御普請也

一表門より裏門迄往來堀縁共修理
右之外御供所等都て自普請之事

覺

此分損當時無之
一六膳 大三方
一六膳 同斷

一貳本八枝之鉢
一貳ッ右鉢臺

此分先年より無之由河崎兩家申聞
一四本 松鉢
一四ッ 右鉢臺

此分二流布に相成存在
一四流 御幡
一貳張御几帳

先代之時より無之由河崎兩家申聞
一六枚御翠簾

但物中金箔ため鶴龜松

紺青に御紋三ッ宛

紺青に御紋三ッ宛

紺青に御紋三ッ宛

紺青に御紋三ッ宛

紺青に御紋三ッ宛

紺青に御紋三ッ宛

紺青に御紋三ッ宛

但金めつき竿共

但三尺四方澁墨塗

但練絹長壹丈貳尺充

但塗金具紐共幅頭

但緣り白地今織

先代之時分より無之由川崎人兩人申聞

此分上に同 一四張御戸張

一貳張御水引

一三ッ 壁代

一貳ッ 机懸

但九尺赤地今織幅八尺充長
但三尺今織幅貳尺四寸
但長三丈六尺宛裏白布付
但しんく打之紐所々三丈六尺
但幅六尺今織宛サ三丈六尺
但赤地今織裏白布幅
但四尺四寸長九尺充

右寺中社頭御迂宮爲御用御修覆並新出來相渡申處如件
元文四年三月日
會所印

河崎和泉守殿
河崎河内殿

覺

一貳ッ

一貳ッ

但表白地今織裏白布しんち御紋三ッ充
但小數にして八ッ表赤地今織裏白布乳紐付け

眞床覆衾

裙水引

一八筋 日蔭の糸
但ねりくり糸ふさはまかへ糸

一八筋 日蔭のかつら
但ねりくり糸かつらは麻の芋

一貳ッ 八重疊臺の覆
但表青地紺地赤地の今織裏白布

一貳ッ 同臺敷
但表赤地今織裏白布

一拾貳脚 八脚之机
但墨塗所々しんちう之金具幣串共

此内日蔭之糸は只今之分敷八足は損少々殘路に不足は存在内金幣路即座二年御修覆願出候處不相下

右寺中社頭御迂宮爲御用御修覆並新出來相渡申處如件

元文四年七月日

會所印

河崎和泉守殿
河崎河内殿

書付を以申上候

佐那武大宮大明神御境地之義先年は犀川續河畔にて過分河崩に罷成申候に付て寛永十五年奉願川切替被爲仰付候依て御社頭の西方森薄御座候處近年度々大風に根かへり吹折木等に罷成次第に森荒申候て御社頭之屋根等損し申候に付て苗松貳百五本致拜領植添申度奉存候願之通被仰付被下候は、忝可奉存候以上

寺中兩神主

天明六年

未十一月廿九日

河崎和泉判
河崎出羽判

覺

一五百本

木數 松苗

御當宮境内神林近年盪風烈敷候故森枯薄く相成風強當候て御社頭損しも格別に御座候間正徳六年に被仰付候通右爲風除松苗植付申度奉存候依て先年之通三尺より五尺までの苗松植付被仰付被下候様偏に奉願上候以上

寺中神主

天明六年

午四月廿三日

寺社御奉行所

河崎攝津印

二十四

其社境内に植付候苗松五百本茶臼山にて拜領有之度旨願書付拙者
添紙面を以御算用場迄相達候處願之趣承届御郡奉行迄申渡候由右
奉行より申來候條可被得其意候以上

午五月十一日

横山又五郎印

寺中神主

攝津殿

先達て境内苗松奉願上候通御聞届之旨被仰渡難有仕合奉存候右植
付之義只今被仰付ては甚付兼申候間何卒秋中に植付仰候付被下候
様重て奉願上候以上

午五月十九日

河崎攝津

寺中神主

御當社境内に松木有之候内右松木四本に白鷺多く集り巢を懸け申
候に付御本社を初拜殿等屋根多く糞を懸巢に仕候松の枝等を落し
屋根悉く腐り其上當十五日御先手中等數百人爲御用被相誥節も着
類等糞を懸申候てはいかゝ成ものとも被存候將又右鷺多く集り
申事故近村之御田地にも指障百姓とも迷惑におもひ候由承り旁以
幸當時御作事方より御修覆爲御用相誥被居候間右巢に竹にて成と
もれとし被仰付被下候様仕度奉願候尤此頃御作事御役人中見分之
通に御座候間幾重にも宜舗奉願候以上

寺中神主

文化十年

酉四月

寺社御奉行所

河崎攝津守印
河崎出羽守印

寺中佐那武社御社領田之義に付神主より御貸米相願添紙面を以被
指出候得共先例も無之義に付難承届候依て紙面等相返し候乍然御

二十五

供米も指支候由に付格別之趣を以別紙覺書之通被下候條可被得其意候以上

安永三年

十二月

村井又兵衛

伊藤内膳殿

一三石

御供米

右寺中佐那武御社領田皆不納同事之旨に付格別之趣を以右之通被下候條いか様共取計神供相備候様可被申渡候事

午十二月

覺

一四斗六升

下安原情右衛門

一四斗六升

專光寺村兵理衛

一壹斗六升

中野村太郎兵衛

一貳斗

一四斗六升

北笹塚村孫右衛門

一貳斗五升

古保村九兵衛

一壹斗五升

黒田村七右衛門

一四斗五升

保古村次兵衛

一壹斗

太郎田村徳兵衛

一三斗

袋島村八兵衛孫三衛

一貳斗五升

鷺森村理右衛門

一三斗

普照寺村嘉右衛門

一四斗六升

觀音堂村加右衛門

一壹斗五升

赤土村三兵衛

一三斗

二ッ寺村仁兵衛

一貳斗

舟野村五郎右衛門

一壹斗五升

中村久右衛門

一三斗

櫻田村惣右衛門

一四斗六升

藤江村與七郎與重郎

一三斗

畝田村作右衛門

一四斗六升

無量寺村七郎右衛門

一三斗

一拾五匁
一三斗
大野村四郎三郎
寺中村久右衛門

寛永七年八月十日

寛文八年六月御米三十石白銀三十拾枚拜領仕瀨兵衛等頼候て璽箱之御祈禱相勤御札は二の丸迄指上布上下頂戴仕難有御事に御座候いさいは出羽方に留置

覺

一璽箱

天正十四年正月從 大納言様御願書被爲添被 仰付候

一右 上箱慶長九年從 利長様御願書を以被 仰付候

一右 上箱 寛永十六年從 中納言様御奉行前羽與三大夫殿吉川七郎左衛門

殿を以被 仰付候
光高様は御在世之御間茂無御座候故歟不被仰付候

一右 上箱高サ二尺八寸斗

寛文三年四月從 相公様御奉行柳橋彦丞殿高澤五郎右衛門殿を以仰付候處御大工潔齋之中障出來仕其年は相流同八年被仰被仰付候右 上箱 御代々一重充被 仰付候に付當 御代に早速被仰付候様可奉願候處御様子見合罷在候内今般雨漏にてぬれ損申候從 御先代様御吉例を以爲御祈禱被仰付候御義に御座候間御先祖様方之通此度被爲仰付候様仕度奉存候尤右 上箱被仰付候節は 佐那武大明神之上箱と二ッ充從 御先代様被仰付候依て今般佐那武大宮之上箱も一所に奉願候

一機具 但檜

一通り

一農具 但檜

此分羽車迄損物
存在殘無之

一羽車 但檜金具榻並水引等

一八重疊

二疊

但縁り大和綿 璽箱之下に敷申具御座候尤臺水引共此縁之義

は何とろ先規通に奉願候
右御神寶之四品は天正十四年被 仰付候處慶長九年に御改被遊
清水久右衛門殿を以被仰付候
一 内陣之疊 八疊

縁り大和綿長四尺五寸斗
此縁り之義は御時節柄に御座候間今織又はうんきん縁に成共
被 仰付可被下候哉
一 うは敷 四枚

但長六尺縁之義同斷
一 御燈臺
一 四拾本斗
但檜長六尺大さ七分四方斗にして尤坪共壁代水引等打附申候
四分一に御座候

右先達て御斷申上置候神明宮内陣雨漏にてぬれ損正迂宮指支申
品々御修覆奉願候此義は神祇道におひても至て重き御事に御座
候間從御先代様被 仰付候通に奉願上以上
佐那武大宮神主

元文三年七月十七日

河崎和泉守判
河崎河内判

山崎庄兵衛殿
本多主永殿
伊藤内膳殿

導師三部傳燈大阿闍梨權大僧都大和尚位山門地定院加州西養
寺快惠

佐那武大明神

當社祭禮再興並御興六十年以來
及退轉所今川崎權丞秀俊五十六歲
寛永十年癸酉六月十五日令今造立
執行之者也

寛永十年癸酉六月十五日施行主當社神主川崎權丞
秀俊

清明后院天文博士吉田右衛門尉高信書之也

當社祭禮再與並御輿

令造立番上攝津國堺

住藤原朝臣日下部仁兵衛尉

森吉爲生年三十八歲

於加州金澤

寬永十年癸酉六月十五日造主敬白

佐那武大明神

小松様御造營之棟札並其頃奉納之品

棟札之文

奉再興加州石川郡大野庄寺中社佐那武明大宮建立施主參議權中納言從三位兼行賀能越三國大守松平肥前守源朝臣利常卿右意趣者一天靜謐四海太平風雨順時稼穡滋潤別者願主武運長久分國堅固從國至國從邑至邑門々榮茂城中堅固子孫繁昌息災延命所諸願成就

佐那武明神大宮神主

河崎權丞源朝臣秀俊敬白

寬永十六己卯年八月大吉日

右棟札高貳尺四寸幅上六寸二步下四寸八步

大炮的角之文

於宇津木濱參百目玉貳拾五町幕入

爲諸願成就奉掛者也

寬永拾五曆六月吉日

加州住 市村 新平

貞繩 判

右角七寸四方厚六步玉拔一寸九步廻

飾墨壺之文

奉掛墨津ほ 諸願成就 皆令滿足祈處

寬永拾八曆二月吉日

右墨壺車共高三寸七步長八寸四步

加州石川郡大野庄宮越村
願主 天ノ吉重作

佐那武大明神

酒屋八右衛門

寛永拾九年壬午九月十八日

諸願成就
皆令満足

願主賀州宮腰

酒本八右衛門内

奉掛御寶
佐那武大明神 長壽院白敬

三條通石橋町

御鏡師田中伊賀大椽作

寛文十一辛亥年

覺

一神鏡

但八九寸計にて裏に佐那武大明神寛文十一年酒本内長壽院と有之
右御當社拜殿に有之候處一昨二十四日晝八ツ時比賊入盜取申跡に御座候間此段改方
被仰遣被下候様に奉願候尤社内之者共吟味仕候處疑敷者無御座候以上

寺中神主

天明六年

午五月廿六日

寺社御奉行所

河崎攝津印

右道具屋何某買留候旨にて改方松尾半九郎より請取

一寺中釣鐘百年に及たいてん之處宮腰酒屋八右衛門内方おすて女
寄進意趣者今孫九郎母胎四月目に拙子方へ立願には男子を安々
と祝申にはつりかねをいてかけ可申との立願にてるれ誕生迄
日々の御符守拙子方より遣し其後男子を平産有名を孫九郎と號
右願成就故翌年釣鐘寄進有寛文貳年とらの六月中旬に掛る 鑄
師横河五良右衛門長光

一 寛文六年午ノ九月鐘釣堂祈進酒屋内儀より大工は河原町五左衛門と申仁

三十六

別番を以申上候

從 中納言様被遊御寄進候本社外陳之狛犬損し申候御見圖りを以御修覆被口仰付可被下候以上

享保廿年

二月廿三日

佐那武大宮神主

河崎和泉守判

山崎庄兵衛殿

本多主水殿

伊藤内膳殿

一 壹調 貳尺之神樂太鼓

右之神樂太鼓は 本社 御建立之時分出來仕る太鼓に御座候今程兩皮共にやふれ用に相立不申候條今般社頭御修理之次てを以張直に被仰付可被下候胴並にかなわ臺所は宜可有御座と奉存候以上

寺中兩神主

未二月五日

河崎和泉判

河崎出羽判

伊藤内膳殿

永原左京殿

菊池大學殿

御紋付幕二走充在之由先年被書出候何年に何の時事に相渡何之時分用外之用事に不仕之段委細書付可被出候以上

子ノ六月十七日

不破彦三

富田治部左衛門

寺中神主

和泉殿

三十七

同
出羽殿
黒津舟神主
筑後殿

一 御紋付幕 覺 貳張
右御用所より上げ可申旨被仰渡候に付て指上申候以上

貞享元年

甲子ノ六月廿九日

寺中神主

河崎和泉守

同神主

河崎出羽守

不破彦三殿
富田治部左衛門殿

梅はち御紋付幕並ほうつき挑灯箱挑灯各自分は不及申觸下之寺社方被相尋所持之方於有之は何之時分相渡如何様之義に用申旨

委細書付早速可被指越候觸下に右之品所持無之候は其後各より書付可被出候自然此度無斷以來知候は、可爲越度候間可被得其意候

一 葵御紋付も右三品之分若所持之寺社方於有之は是又及案内候様に可被申觸候披見以後名之下に判形可有之候恐々謹言

子ノ七月四日

富田治部左衛門

不破彦三

社家方

山伏頭中へ

一 梅はち御紋付幕貳張今度指上申候御紋付ほうつき挑灯箱挑灯勿論葵御紋右三品共に請取置申義無御座候以上

寺中神主

河崎和泉守

同神主

河崎出羽守

子ノ七月十日

富田治部左衛門殿
不破彦三殿

御當社御供井破にれよひ退轉同様に罷成申候に付數年毎度書付を以奉願候へとも不被仰付毎日の御社用指支申候間被仰付可被下候右是迄之通難被仰付御座候は、當時私共居村に金棒を以堀貫き池を拵申者池を村方にも堀申處満水出申候に付則此間攝津守自身にも爲堀申處是又満水出申候幸當時御作事役人中御修覆に相向被居候間早速御詮議之上何分にも被仰付被下候様奉願候乍恐御益之筋にも奉存候故重て奉願候以上

文化十年

酉四月

寺中神主

河崎攝津守印
河崎出羽守印

寺社御奉行所

御當社御供井大破にれよひ退轉同様に罷成候に付毎度書付を以奉願候へともいまた不被仰付毎日の御神供水甚指支申候間早速御詮議之上被仰付被下候様奉願候且又去年堀貫き池之義も奉願候此義も御詮議之上何れとも宜被仰付被下候様重て奉願候以上

文化十年

戌二月

河崎大和守印

寺社御奉行所

河崎出羽守印

一三百六十五品 古家並所々之異銀等共に目錄別紙に相添有之
一百五部書物 書本共題號品々別紙に目錄添有之
右兩品は希有之物に候故後年他所に散乱不仕様に存其許に神納仕置候不計從 上御用之義も可有之候其節は早速被指上筈に候此旨兼て委細奉達
御内 聽置候間左様に御心得永々迄紛失不仕様に御支配願入申候以上

享保三戌戌年二月三日

馬淵友進判

佐那武大明神之神主
河崎和泉守殿

按奉納書籍は馬淵氏自撰の武家昆目集貳百六十余巻其他多しと云今僅に所傳來の昆目集終巻の奥書に 奉納佐那武大宮神庫

享保三年二月三日馬淵友之進源高定印とありて月日に同し

馬淵高定は加右衛門高倫の子天和二年大小將組と成寶永二年宮腰町奉行と成享保三年病氣に依て辭し同七年五月二十六日六十六歳にて没せり曾孫數馬文政十一年七月八日出奔家斷絶

加藤惟實岡山私記去殘香山井翁と馬淵高定は丁愛丁敬の人品也高定名は友之進宮腰の町奉行にて有之隨一の武士とあるは平生束の間も武事に懈る事なき人のよし本邦の事蹟に委しく編輯の書あり題して武家混目集と云予は其元本を見たりしいかなる故にや其全本寺中の神職河崎和泉方へ被寄附云々

享保三年二月宮腰町奉行馬淵故友之進殿を以御籠被遊候古錢御内證爲御用指出し可申旨當廿日本保常右衛門殿より申來候依て常右衛門殿迄指上申候尤其節御案内可申上候處急御用之趣にて時刻も相移且又御内談御用と御座候間追て各様迄得御内意置候以上

閏十一月廿三日

河崎和泉守

寺社方

取次御中

覺

古錢箱入

一三百七十一種 右今般以御内々入御覽候處留茂被仰付候御様子候間末々混雜等無之様に被改候爲御心得申達置候以上

丁巳十二月七日

本保常右衛門

河崎和泉守様

河崎河内守様

御籠物

一御薦卷之物 壹ッ 但御幣帛または大麻等之類にて御座候哉 天正十一年五月 大納言様御參詣之砌御籠被遊候

一 御よろひ 壹領
 一 御太刀 二振
 天正十二年御軍勝之爲御報賽御籠被遊候
 一 御神服 壹重 但冬の御袍と相見へ申候
 天正十四年御建立之砌御籠被遊候
 一 御神服 壹重 但冬の御袍と相見へ申候
 慶長九年從 利長様前羽與三太夫殿吉川七郎左衛門殿を以御籠
 遊被候又寛永十六年御建立之砌從 中納言様御籠被遊候共申傳
 候
 一 神服 但御狩衣之御容子に相見へ申候
 寛永十六年八月 爾箱御寄附之砌前羽嘉右衛門殿を以御籠被遊
 候
 一 御幣帛 但赤倫子
 寛文元年閏八月從 相公様御籠被遊候
 一 御書物 百五部
 享保三年二月馬淵友之進 御内聽被相達古泉三百余种と一所に
 被致神納候則友之進願望にて志之面々に候はゞ爲致拜見來り申

候
 一 農具機具 但鉄鋤或はわくねさの類惣体檜木作り
 元文四年三月 璽箱御寄附之刻御神納被仰付候
 右從 代々様御籠被遊候品々如此御座候勿論御印書等外之品は書
 上不申候以上
 正月四日
 河崎和泉守
 河崎出羽守
 寺社御奉行所

寛永元年
 大槻内藏允殿家來窪田四郎右衛門に貸置申候書物先達て武家昆目
 集雜品五六冊と書申候に付何冊と決し相調候様に重て被仰渡得と
 相しらへ申候處武家昆目集御年譜先達て書上申候五冊之外に今壹
 冊并雜品杯と申物五冊都合十一冊貸置申候勿論此外貸置申候品御
 座候以上
 辰正月十一日
 河崎和泉守
 寺社御奉行所

覺

一 武家昆目集御年譜六冊
一 稱號侍傳或は雜品等五冊

ノ十一冊

右大槻内藏允殿家來窪田四郎右衛門へ貸置申候に付取戻し再社頭へ籠置度存念之趣申上候處御取戻し唯今御渡被下忝仕合奉請取申候以上

辰正月廿一日

寺社御奉行所

河崎和泉守

十月

白山公事之記一冊并天下執權衆連判紙面之寫壹通御年譜壹より六迄七冊其外雜品等四冊

右近殿へ上之置申候己の正月九日出羽守罷出候序に御返被成候以上 寛延元年

一 神納之内白山公事之記各様御心得にも成可申哉と掛御目申候由にて取次中迄爲見申候十六之殿寫被申候由其後被相返候

寛保二壬戌年

墨跡繪之目錄

一 短冊

三枚

近衛様御筆

式部定孝より傳申候

一 布袋

一幅

同

一 猿猴

一幅

中山氏へ遺す

一 鳥繪

一幅

一 くよろれん

二枚

一 和するなよ

一幅

一 山水に仙人

一幅

一 達磨

一枚

大野傳泉へ遣す

一 山の筆物 一枚

先年より所持之由

一世中百草 一卷

加茂甲斐守筆

右之通

寺中神主

明暦二年三月十一日 河崎

將監

源定次判

子孫に譲者也

從 公儀御尋之繪之儀に付て狩野榮川書立之趣且亦御觸之御紙
面委細奉得其意候私家藏に富樫之馬と申傳候て龜相成切れ表具
之横物壹幅御座候先年狩野三徳にも爲見申候處に富樫家之筆に

て御座候と申候
一 水邊に放れ馬貳匹薄彩色
一 紙之内古く繕等も御座候豎壹尺横壹尺四寸壹分
一 地紙之末上之方に起月筆と御座候て書判又は朱印等も無御座候
此起月富樫家にて何代目之誰を起月と被申候哉不奉存候此外今
般 御尋之繪柄之物所持不仕候相役故多仲跡にも無御座候以上

寺中神主

河崎和泉秀憲

享保九年

辰二月二十日

生駒右近殿
永原左京殿

一 享保九甲辰年正月武者繪馬之繪土佐平大和人形右之繪掛物卷物屏風手鑑等 公儀御
用之旨御觸狀二月十一日到來同廿日富樫馬御案内書付上る三月十六日に永原殿より
御狀参り十七日に馬之掛物持参廿五日に罷出候へは御奉行所より御狀参り居永原殿
へ罷越候處掛物御返し追て亦々可申談候旨被申渡候

一今度於遠州秋葉祭と申ならはし、在々村々村次に道渡末々にては人多集、他國迄送之、不届之仕形に付、段々御仕置被仰付候事、一お國々所々向後新規之祭禮無用候、無據子細有之候は、寺社奉行所、以可被相伺事、一有來神事祭禮無懈怠、如前々彌輕可執行事、

貞享貳年

十一月日

於國々所々向後新規之祭禮無用に候、無據子細有之者、寺社奉行衆へ可被相伺之旨、御覺書松平日向守殿より御渡候條、御領國諸社之神事堅相守此旨候様可申觸候、由拙子共へ被成下、御書御覺書之御寫被下候に付、則御覺書寫にて遣し候、被得其意、夫々急度被申渡御請を取置、其趣各書付可被上之候、恐々謹言、

乙丑十一月廿二日

奥村伊與
本多安房
奥村壹岐

不破彦三殿
富田治部左衛門殿

右之通御年寄衆より申來候、被得其意、自分並觸下社人中へ急度申渡候、御請取置可被申各より御遣候、御請者安文遣候間、此通相調飛脚に可被指越候、披見以後可有判形候、以上、

十一月廿二日

不破彦三
富田治部左衛門

一御領國中社人先年御觸之趣、神事祭禮輕相勤申筈に候、彌以無相違様相心得尤之事、一延寶七年寺社方取付之惣帳相改候以後、脇々居屋敷等替候、寺社之義此方所及斷御年寄衆へ相達紙面等遣屋敷替申渡候、外に延寶七年帳面之通相違有之間敷候、若心得違にて地子地在之社家下に、て所替仕義有之候は、最前帳面之通相違無之様に立歸罷有可申事、

一前々より門前有之社家向後新規門前立候事難成候尤社人居屋敷之内庵室爲結申義堅難成候先規由緒有之門前中絶仕只今門前建申さて不叶首尾候て書付及斷可爲指圖次第事

以上

御領國寺社方に申談候覺書別紙遣し候條被得其意常に油斷無之且亦前々より御定之品々彌相違無之様に嚴重に可申渡候右別紙覺書之通被書寫案文之通奥に御請書付相調可被指越候以上一前々より申達通寺社方門前等無心許もの宿かし不申候様に常々被申渡尤に候披見以後判形にて可被指越候以上

元祿四年

辛未四月十八日

不 破 彦 三 判

在江戸

岡嶋市郎兵衛

攝津殿 播磨殿
和泉殿 出羽殿
近江殿 長四郎殿

諸社家居宮之外在々等持宮神林損木伐取候節願方之義享保十五年正月御僉義之筋有之宮修覆爲入用伐取候時は村方産子共より奉仕之神主に申談納得之上産子共より御郡奉行に願出聞届之上伐取候宮修理入用無之時者右損等神主相願伐取候時神主より村方へ及相談村方納得之上神主より當御奉行所迄願出候得は御算用場は御申達候上御聞届山廻り役人相見を以伐取何れより願出候とも神主産子兩納得之上願出枝葉は神主へ渡來候且右宮林拂代銀之内も宮修覆爲入用神主より産子へ相渡來候振に候處近年來右詮義改御申渡候趣に致相違都て村方百姓共了簡次第取計神主不及相談願出し候躰に相聞候彌村方了簡迄にて伐取神主へ不申談候哉損木拂代銀之内も村方より神主へ致配當差遣候振に相成候哉何比より右之族に相成候哉近年持宮風折根返木等有之伐取候節願方之趣委曲配下社家手前被承糺何方より之申談を以享保十五年相改候御僉義致相違候哉此等之趣具に被聞糺且身當りにも右に准候義可有之候條委細可有御書出候此段拙者共より申達候様御奉行衆へ就被申聞如此候以上

安永三年

十一月十三日

笠間伊太夫

五十三

河崎攝津守殿

福岡瀬太夫
國枝平太夫
齊藤判太夫

五十四

一延寶八年正月十九日之夜大風にマキノ盗人兩拜殿に入狩衣三ツ直垂壹つ其外少カヽヽミナトぬすみ終に知れ不申候

一同九年の四月十二日之夜盗人兩御祈禱所へハイル向の御供所へも同入申候道具少とり申候

一貞享貳年九月十余日に御拜殿雨戸五枚盜行衛しれ不申候因茲兩人より人足を出し近隣在郷金澤尺地も不殘尋候へ共終に見へ不申に付當分後にかくやの雨戸をたて後のあまどを前にたてりれより戸ことに大野湊神社雨戸と書付をいたし申候

寫

一筆申上候

一今度山伏の法に無御座事を仕神主衆御神前をぬすみ御湯立仕に付て神主衆より御穿鑿被成候義毎々御佗言申上候處に御許忝奉存候事

一自今以後三ヶ國之内在々所々によらす何方においても於御神前諸事行御湯立など仕間敷事

一金山之神に於いて諸行御湯立仕間敷事付私のけさ筋によらす他國山伏にても右之趣於相背は如法度急度可申付候事

右條々於相背輩は急度申付可行死罪者也依未來之證文如件

元和四年六月十八日

觀行院判
觀藏院判
觀明院判

紀伊守殿
惣神主中

參る

五十五

御尋に付申上候

一昔者御社領過分に御座候に付て神子社人なども在之湯立なども仕候と及承申候其後右之社領なども退轉仕神事も絶々に罷成申候處に

大納言様御入國之節御社領被爲附候其より今に至神事祭禮無懈怠相勤申候湯立之義も毎年仕候へ共其節より今に山伏を雇仕來申候神道之物に山伏仕る作法に御座候も又は不仕候物にて御座候も不存候自余にも山伏湯立仕來候故拙子共方へも雇仕事に御座候自余は不存佐那武社において神主自身湯立仕候義は昔より不及承候以上

明曆四年六月廿三日

河崎權丞

秀俊

河崎將監

定次

葛卷藏人殿

山森吉兵衛殿

森權太夫殿

此書付にて先其通りに成居申候

寫

書付を以申上候

私共先年より所々祭禮湯花勤來り申候處に社人衆より書付被上候得共三人之御奉行様被爲聞召分私共持宮旦那所は祭禮湯立等先年之通勤可申旨被爲仰渡候に付頭中より面々に御申付被成候故則所々祭禮等相勤來申候彌如先年之湯立相勤申候様被仰上被下候は難有可奉存候以上

一寺中神主

一黒津舟神主

一かゝつめ神主

一白山神主

一石川郡外泉村神主

一小松諏訪神主甚四郎

一山ノ上春日神主播広

右之神主衆山伏を頼毎年湯立被仕候其外今様の例所々に御座候

先規より勤來候間此趣被仰上可被下候以上

延寶二年四月十一日 下山伏

七拾三人

乍恐以書付申上候

山伏中近年御諸社神樂湯立等執行仕候に付社家中御斷被申上候
通り私共も同事に御訴訟申上候先年頭山伏證文之通り被仰付被
下候は忝可奉存候以上

延寶貳年六月十一日

關 伊豆守

河崎出羽守 定方

河崎和泉守 秀與

齊藤筑後守

上田石見守

以上

寫

先日御申越候石川河北におゐて山伏共に湯立いたさせ申聞敷旨

十村肝煎共へ申渡候間可被得其意候則山伏頭書付返進申候御紙
面可有候恐々謹言

七月廿四日

山口次郎左衛門判
松崎左兵衛判

八幡神主

紀伊守殿

寫

三代以前頭山伏共證文之通湯立仕間敷候旨被爲仰付畏奉存候面
々持官にても湯立不仕候様に觸下山伏共以可申渡候以上

延寶貳年七月廿九日

觀行院判
天道院判
蓮花院判
大學院判
觀明院判

笹原織部殿
永原左京殿

一社人方より山伏共湯立仕義に付三代以前三人之證文指上被申候
 拾七年以前にも葛卷藏人殿森權大夫殿山森吉兵衛殿寺社御奉行
 之時分にも如此被申上候處に當御國迄にても無御座諸國之山伏
 共湯立仕り來候由申上候へは先規より國々の山伏湯立仕來り候
 處を御國より新例として山伏湯立法度に難申付旨被仰出神主持
 宮之義は堅仕間敷候持來り候宮は祭禮之湯立可仕旨御座候持宮
 之義は如前々被仰付被下候は忝可奉存候以上

年号月日

觀行院
 觀明院
 天道院
 蓮花院
 大學院

笹原織部殿
 永原左京殿

今度山伏共湯立仕由神主及斷候に付如先規山伏證文之通御分國
 中山伏持宮共湯立仕間敷旨急度申付候條其旨可被相心得候以上

延寶二年

丑八月四日

永原左京判
 篠原織部判

一山伏湯立不仕候被仰渡候旨兩御奉行所より社家中間中被下候
 御折紙只今私方へ慥に預置申候爲其一書如件

八幡宮

厚見紀伊判

寅八月四日

寺中

河崎出羽殿

同所

河崎和泉殿

一今度組合之儀被仰出候付て其方と我等と一所に與合て被仰付
 候然所私下神主共之儀付て以來何様之出入又は御法度相背申儀
 御座候は我等手に於て致吟味其方へは少もかたわせ申間敷候則

寺社御奉行所様芳茨木右衛門殿山森吉兵衛殿何も御れ、て書付
相極申上候後日に違背申間敷候爲其一筆如件

黑津舟神主

承應三年十二月廿一日

瀬兵衛判

寺中神主

將監殿
權丞殿

延寶七年

一殿様江年頭之御禮御目見正月六日相極申候向後御觸無御座候共
同日に寺社寄合所江罷出御帳面に判形可仕由被仰渡候以上
未正月四日

不破彦三
富田治部左衛門

御入國に付前々年頭御禮被申上候寺社方今般御禮被爲受筈候條
被得其意献上物之義年頭之通被致用意來月六日右近宅江被罷出

享保九年

帳面に可有形判候煩等にて難罷出人々は以書付可被申越候以上
七月廿六日

生駒右近印
永原左京不在合

河内殿 伊勢殿 和泉殿 丹羽殿 紀伊殿

覺

一白銀

貳枚

右今般御城中火事に付甚恐多く奉存候得共不苦義に御座候は
ば爲冥加入寄料として右之通指上申度奉存候間何分此段宜敷奉
願候以上

寺中神主

河崎攝津守印

文化五年

辰二月

寺社御奉行所

河崎出羽守印

當春 御城中火事に付爲冥加人寄料指上度奉願候處願之通御聞届之旨被仰渡難有仕合に奉存候御禮之義何分にも宜敷奉願上候依て御請上之申候以上

辰五月朔日

寺中神主

河崎攝津守印

寺社御奉行所

河崎出羽守印

關東より被下置候神祇道御條目之内有來神事祭禮怠慢無之様にて嚴命有之義は其神職不心得にて神事怠慢不仕様に之御事と相聞候神職之輩不届等有之國法之咎め申渡置候内も神事怠慢無之様に之御義とは不相聞候併國法之咎申渡置候内も代役

を以神事爲相務勢怠慢不仕候様に之義に候哉左候は是迄神主等指扣申渡之内代役之義不被申出義如何事に候哉各兼て心得之趣以書付可被申聞候事

明和六年

八月

關東より被下置候神祇道御條目之内有來神事祭禮怠慢無之様に申御ヶ條之御趣意私共いかゞ相心得罷在候哉之旨御尋之趣承知仕候右御條目之義は寛文五年笹原先故織部殿永原先故佐京殿より被仰渡則御請差上置申候其社神職之輩神國之道を不學第一社頭之由來傳記社格等違失仕神事人事之品を不辨職分を不得心神鉢鎮座以來有來神事祭禮年中行事之神式勤行等怠る輩は可取放神職と之御義と乍恐奉存候
一 神職之輩御國法之御咎にて指扣等被仰付候内も代役を以神事祭禮等爲相務怠慢不仕様に之義に候哉否之義御尋是亦承知仕候此義は神職に不〇侍農工商共に指扣之身柄にては代役等奉願候義は難相成義と奉存候人事之御政務にて神事に拘り不申趣に候得は乍恐從
御上跡役等可被仰付趣と奉存候尤神職之輩御國法之御咎にて指

扣申身柄之者是不心得之罪其一身に限義に候へは御社頭に拘り不申候間天下國家之御祈禱及怠慢候義は御座有間敷義と奉存候余社之義は不奉存候得共於御當宮當職指支之義有之刻同所作之義は神役人_レ為致勤行押立候御神事御祭禮等は御詮義之上日延月延等被仰付從往古唯今迄怠慢に相成候義は無御座候右私共愚意に相心得罷在候義如此に御座候以上

丑九月四日

寺社御奉行所

河崎出羽守判
河崎式部少輔判

口 宣案

上卿 今出河大納言

寛文八年五月廿七日

宣旨

源定方

出羽下號

宣叙從六位上

藏人左少辨藤原資廉

奉

口 宣案

上卿 今出河大納言

寛文八年五月廿七日

宣旨

源秀興

和泉下號

宣叙從六位上

藏人左少辨藤原資廉

奉

口 宣案

上卿 小倉大納言

延寶八年三月五日

宣旨

源定矩

出羽下號

宣叙從六位上

藏人權右少辨藤原俊方

奉

口 宣案

上卿 三條大納言

正徳元年十二月廿三日

宣旨

源定堅

出羽下號

宣叙從六位上

藏人左中辨藤原益光

奉

口 宣案

上卿 醍醐中納言

元錄十四年十月廿九日 宣旨

源秀憲

宜叙從六位上

和泉下號

藏人左中辨藤原兼廉 奉

口 宣案

上卿 葉室中納言

享保十二年十一月十一日 宣旨

源英通

宜叙從五位下任

和泉守

藏人頭左大辨藤原俊將 奉

寛文元年以來神主共之内從五位下に被叙者誰々候哉承度候寛文元年以來之義被相考今日中に左京宅迄可被相越候尋被申筋義有

之候て早々承合早速様子可被申聞候以上

寶永三年

九月廿二日

永原左京判
伊藤平右衛門判

寺中神主

出羽殿

同

和泉殿

黑津舟神主

築後殿

追て能州一ノ宮社人監物信濃義は尤此方に承知之義に候以上

亡父和泉寛文八年從六位上被叙候私義從六位上昇進仕候祖父權丞位階無御座候且亦七位之義 御當地之社人共之内寛文元年已來被叙候者無御座候以上

寺中神主

寶永三年

戊九月廿四日

河崎和泉秀憲

永原 左京殿
伊藤平右衛門殿

七位に被叙候は公卿僉議にて相濟申旨に御座候正從六位上下よりは 敕許之由及承申候官物之義は大方同事之様に是又及承申候以上

九月廿四日

河崎 和泉 秀憲

石動山神主觸下珠洲郡長橋村神明社人櫻井和泉從六位下にて御座候且亦伊勢觸下大監物配下之社人共之内寛文元年已來七位に昇進仕者無御座候
右之通御座候私義御當地へ有合御尋に付委細申上候以上

九月廿四日

監物せかれ
櫻井 内記

書付を以申上候

亡父出羽繼目從六位上昇進奉願候間來二日に上京仕度奉存候吉田御家老中へ宜御狀被遣可被下候は、忝可奉存候爲御斷申上候以上

正徳元年

卯十月廿九日

永原 左京殿
伊藤平右衛門殿

寺中神主
河崎 出羽 定堅

定書之事

御自分繼目之位階願に付今度被致上京候就夫兼て申合候とく兩人一所に罷登申候て官位之義願可申候處に不計俄に被申聞候故手前に曾て用意等も無之其上病人共も有之且亦舞臺作事等もいたさせ旁々同道難仕節に付て貴殿壹人被相登候因茲位階之義先祖代々之通にまづ從六位上に願可被申由尤存候併近年式内之社神主一統之格にて從五位下に願可申由達て御沙汰御座候とも御斷申上まつ十八神道より傳授仕候て罷歸り可申旨彌以相違有之

間布候頃日よりも上京之義被申聞候故手前今般不罷登候條追て致上京官位等之昇進願上け申様に可仕候御自分義も又々勝手次第に官位加級之義可被相願候爲其後日之定書如件

正徳元年十月廿八日

河崎出羽殿

河崎和泉判
秀憲

私共義京都於吉田神道許狀申請候節は名を改申候 禁裏受領は不仕候に付守を付申義は不罷成候以上

寶永六年

丑十二月廿八日

寺中神主

河崎出羽定堅

墨津舟神主

齊藤丹後

永原左京殿

伊藤平右衛門殿

神主號 勅許又は吉田より神主號被許候義御尋之趣奉畏候私義神主と申義 勅許にては無御座候位階昇進仕候時分吉田より神道啓狀に大野湊神社之神主と被書載候故神主と唱申候將亦相役河崎出羽儀位階昇進願に付頃日吉田に罷越申候奉願之通相調申候得は私同事に可有御座と奉存候以上

寺中神主

河崎和泉判
秀憲

正徳元年

十一月九日

永原左京殿

伊藤平右衛門殿

神主號 勅許又は吉田より神主號被許候義舊冬私在京之内 御尋之趣奉畏候私義神主と申事 勅許にては無御座候位階昇進仕候時分吉田より被出候神道啓狀に大野湊神社神主源定堅と被書載候故神主と唱申候以上

寺中神主

河崎出羽判
定堅

正徳二年

辰正月廿三日

永原 左 京殿
伊藤平右衛門殿

私共義位階昇進仕候時分官之義不奉願候故位階迄 勅許にて御座候因茲口 宣案には守介等之義無御座候尤吉田家にて受領之趣には守と御座候へ共 勅許之官にて無御座候故押立たる節は守と名乗不申候以上

寶永四年

正月六日

河崎 出羽 判

定矩

河崎 和泉 判

秀憲

永原 左 京殿
伊藤平右衛門殿

右從五位下之者共何某守と申時は六位の者は何某介と可有之事に候此義いかしと御尋候故則同伊豆出羽自分段々申上候然其趣書付調出し可申由左京殿御指圖に付如此調出也

今般私共位之義は其通官之義被止候趣就被 仰出候則當表より紙面到來仕候依之來年頭之御禮其外御用方等にも下司之文字御指除被下候様に被仰付可被下候以上

寺中神主

寬延三年

十二月廿一日

河崎 和泉 判

河崎 出羽 判

寺社御奉行所

先達て私共止官之趣申上候處本官に被復候旨頃日吉田家より紙面到來仕候依之最前之通下司御附被下候様に奉願候以上

寶曆元年

未二月朔日

河崎 和泉 守
河崎 出羽 守

寺社御奉行所

神主山伏諸寺庵出僧本山に登り官職昇進當省堅無用最座頭官同
九月
別紙之通可爲無用旨被 仰出候條被得其意先々相廻落着より可

被相返候以上

天明五年

十月三日

西尾集人

寺中神主

河崎攝津殿

寺社奉行

去秋御改法之砌諸寺庵暨社家山伏等官位昇進無用之義被仰渡置候得共諸官職昇進不仕ては甚指支候趣等一統相願無據相聞へ候條自今最前之通相心得候様夫々可申渡旨被仰出右之趣可被得其意候事

丙午五月

別紙之趣可被得其意候以上

五月廿一日

横山又五郎

寺中神主

攝津殿

諸社之社家官位執 奏之事唯今迄有來之通致執 奏候且又只今迄吉田より官位執 奏無之社家吉田に頼來者勿論吉田可有執 奏候吉田へ不頼來外に頼來有之候は其頼來家より官位之義は可有執 奏候事 右何方より官位執 奏候共神道傳授並無位之社人着用之獎束等之義は吉田之下知に可相隨事

右寛政四壬子十二月從

御所被 仰出

私家内是迄死亡取置方之義如何相成居候哉今般御僉義之筋御座候に付在來之義相調指上申候様被 仰渡奉得其意則左に相記上之申候

一當職並嫡子は死去之節卯辰西養寺に及案内候處代僧參り讀經仕罷歸り申候其上は同職之内を以神祇道葬祭に執行仕來り申候一妻子等之分は官腰道入寺に案内におよひ法印參り萬端天台宗に

天保三年

て取置仕來り申候
右今般御尋に付相調上之申候以上
辰七月廿五日
寺社御奉行所

河崎大和守

書付を以申上候

一今度出羽守病死仕時分取置之義社家中間の左法に仕候併西養寺へ將監方より相斷其上にて社家の取置に可仕候處に病死の時分何角取込寺へ斷延引罷成候處に西養寺より御斷被申上候儀尤に奉存候私共宗旨之義代々天台宗にて御座候於以後は法事吊之義寺を頼候はて不叶候に付て只今迄先祖其外之年忌命日之時分寺を頼候靈供茶湯をも申上候併是以後私共家に死去人御座候時分は寺へ相斷其上にて社家中一統之左法に可仕と存奉候今度之義將監手前取込寺へ斷延引罷成申候處少偽り無御座候に付て書付を以御斷申上候以上

延寶三年七月廿三日

河崎和泉守
同將監

左京殿
織部殿

私並相役兩家共先代より病死仕候得は見僧を請佛葬に仕來り申候然處今度相役乙吉義病死仕候右乙吉義入神主に被仰付候義に付御府内同職振合を以神道葬祭に仕度段申聞候間此段如何相心得可申哉御指圖被下候様奉願候以上

安政元年

寅十二月

河崎相摸守 印

寺社御奉行所

右廿四日病死届等一集に不破彦三殿に持參之處則御聞届乙吉實家厚見長門守方同様可相心得旨被仰渡是迄之寺卯辰西養寺に此趣を以及案内候様御談在之事

佐那武社緣起

大野湊神社縁起

加賀國石河郡大野の郷富永御厨

佐那武大宮大明神と申奉るは其初

聖武天皇神龜四年陸奥の住人佐那と云人有故て此海上を過けるに
丹後三崎浦に當て照耀の奇瑞を視る其夜船中に夢みらく有神告て
日我は是猿田彦大神也汝我を將て此大野の海畔に可祀と示給佐那
夢覺て是を驚異し急に舟を湊に寄て此地を臨視るに辭々たる深林
の中に神鈴の聲を聞其妙山芋の林といへるこれ也素より一箇の瑞籬あり

神明宮を奉崇佐那いよく奇異の思ひをなして即其祠官に議して相
並て新一社を造立し猿田彦大神を勧請し是を佐那武大明神
と稱す佐那と申は勸請の人の名にして然しよりのち靈驗日に新にして天
武の一字は一社相承の口決あり平元年遂に

天聽に達し官社に列す延喜式神名帳に所謂大野湊神社これ也所攝
の社護國八幡社蛭兒社春日社荒魂社其外末社等數基あり文治年中
源廷尉義經微行して奥州に下向の時も安宅の關を過て一夕此社頭
に通夜せり見于筵探舞本文永十年生江氏女當社神主職を以て彌鶴御前に讓
るの證書永仁五年北條貞時の判文元享四年忍西神主職所望の申狀

元弘三年七月十五日忍西神主職 勅補同年七月二十日忍西補任權

律師之 綸旨等今猶社中に現在せり

年中四度祭禮あり先二月十五日祈年の祭として神輿を出し奉り嚴重の祭祀を執行ふ大野郷の農夫稻種を江に浸す事必今日を用ふ

四月十五日には 神前に舞樂を奏し蘋繁の奠禮を備ぬ今に於て今日猿樂を催すは其遺

六月十五日には 明神の三崎浦より此海濱へ降臨の日也として今日より七日の間海濱の離宮へ 神輿を遷し奉り頓て名越の祓を勤む

此日は當社の祠官世々相承の故實あり 八月十五日には五穀成就の祭として郷民流鏑馬を經營す以上四度の祭禮近國の壯觀たりし由野夫村翁の口實に遣り離宮舞臺馬場等の

舊跡いまなを存せり

社司兩家布施氏河崎氏といふ布施氏は

神明宮の祠官たり長亨年中一揆の爲に滅されて斷絶す河崎氏は

佐那武社の祠官たり于今相續兩流あり其下に神人山戸氏等數家あり今ことく斷絶

社僧三十六坊龍官寺圓龍寺普照寺佐那武寺正學坊等今ことく廢

亡

後深草院建長年中社頭炎上是より竿の林東八町を去て淨地を點し新宮を造る是今の社地なり舊地は海に近くして風烈しく火災の畏有か故也凡此海濱を宮浦と云郷邑を宮腰といふ事もみな當社に據の名也粵に長亨年中國中の一向宗門の一揆蜂起して當國の介富樫政親を高尾城に弒してより一國動亂して彼我相争一日も不安事百年に及へり此間に當社に不限國中の神社佛閣或は賊徒に濫妨せられ或は兵火の災を不免依て當社も只茅茨の形はかりを残し祠官所々千方に離散す

天正十一年菅原利家公當國の守護として尾山城に今の金澤城遷住し給素より絶たるを繼廢たるを興すの御志深く坐す故に同十四年當社再興の斧を運され良田二町を以て神供料所に寄られ大野郷十五村として可奉崇由の嚴命を下し給依て社頭の儀式稍昔を慕はかりに成しかは寶永二年八月社司より申請て當社可爲正一位の宗源 宣旨を社頭に奉納し了ぬ如今や四海太平にして文事日を逐て興ぬれば當社の神德巍々たる事日を経月を累ねて往古にも立まさり千萬歳に可及の事跋て可埃而已仍て所傳の大概を筆端に顯す處如件

享保十四年五月 日

四

當社神主

從五位下和泉守河崎氏源朝臣英通 記

信田展風記

五十余の春秋は御手洗川の流と俱にはやく涼しけにしけれぬ梢も終には霜の朽葉と成て瀬織津比咩の神わざに至る筈とこしなへに榮久しき御事は此浦安の神垣にころされは天曆文治のころかどよ佐那武大宮の廣前に源義經一夜の通夜を申また信田小太郎あけくれやすらひなどせしといふなる事は古老の常談又は彼物語草紙にも見え侍はあはれ繪馬撞立やうの物にも寫とゞめて猶この宮に残さまほしくおもひ侍と世は難波江のよしやあしやのことわざしけくさはの年をも過し侍るにいにし乙未の秋若松氏藤春由子か諫によりて此一雙を儲侍んざるを予古にし朋友に馬淵氏源高定といふ士秀憲此圖を初てつくらせぬることゝるを感じおましてあわれ記をも添置てことをれりくすゝめられ侍と本より文のみちうとく筆つたなくさふらへはさまて心つきおまさはまけて此記を作玉ひなは我もほ爲ならめと申侍は文の道疎しといへとも武家の事跡をいふる事はすきたるわさなりとて其夜筆をとりて此壹巻を記しくるつ日袖にしたひにけり又壹人の朋友に有澤氏平重澄といふ士いまる

かりけるか書をよく得玉へり此人をして笈搜記の清書をたのみし
にいとやすくと筆を染て頼て送られぬれはになくありかたく吾大
宮の神庫に納けるまたの日高定いへる事あり信田の記はろの主し
るさめと初より聞侍ははやく見まくほしなどいたく侍む
しはくいなふるにことこの葉なくして終に机上の反古とり出して先
なき筆を咀嚼てるも信田の小太郎加陽宮のこしといふ處にと
まりおもはずもならぬわさ仕玉ひしありさまはかの物語に見へ
けるをいま屏風ときのかたにとめて富永御厨佐那武大宮のふり
にし御神所の名を竿のはやし又は佐良かたけなどともとなへ御所
も中ころよりは今の處に遷らせ玉ひし事をすへの代の神主等に猶
よくしらせまほしく思ひていまはたかくろなん凡 當社の御事は
延喜式には大野湊神社と載られぬれと佐那武大宮と唱侍は日本に
たくひあらざる故にころ義仲記笈搜盛衰記などにはかくろしるさ
れんいろのかみ古き御代には年ごとに官幣を立られ又は臨時御祭
も四時の祭禮みなこれ舊記に見へたり 御鎮座の初を思へは
聖武天皇神龜年中にしていま千載の星霜を經老樹葉を敷古松枝を
たれて名にれふ花の安宅まで直に續ける林なれはにや世に竿の林

とは呼にける

源平盛衰記に佐良か嶽の山又は佐良か嶽の濱ともあり佐那を佐良といふ
とは供僧方の説にして別に傳あり然ともまた舊記の中に眞砂山とも記あり
も家傳の舊記皆以佐那とあるものなり
り又近代此處を高濱とも呼りしからは名所方角抄に越の高濱
と見へたるも此處のことによいま俗にれはやしといふことは
往昔神所にて林ありける故の古ことにはや

かゝる異地たりといへとも時かるかなや 後深草院建長年中に
故ありて其ころまでの離宮の地いまの寺中村の西なる境地に社壇
を遷されん就中古にし宮處に信田の小太郎あけくれひれ伏などせ
しありさまを繪師永法氏温芳軒藤原正尙野此圖をあらわし侍るなり竊
におもへは竿林の麓に二の橋ありこれ所謂竿橋竈橋ならめ是を竿
橋といふ事は信田小太郎此あたりにとまりし時朝な夕なに此川
をわたり涙の種を流しつゝ相馬重代のちくの筭を木にかへ橋をか
けられしといふことをつたわりてや今に竿橋といふことは信田何
志學のむかし或人かたりしは信田の筭橋といふことは信田何
某みつから附られし名にはあらしと信田小太郎官腰をもれい
出され夫より能州親の湊今號に至りられより越後を経て出羽

奥州ろとの濱にいたり終に本國常陸の介となりし時はし是所々にてあつくなさけあるものに賜をれぐれりと其頃にして當社へも神器を納りとなり此節にしてかのちくの筭を尋求しより人これをしりてしたの筭橋とは呼けるとろれもふに當社中古の記に毎年ひたちへの進上物といふことほの見ゆたりもし信田のゆかりへ其後も通しける事ありしにやいときかまほし今ひとつの橋は轟橋といへり是や清少納言かまくら草紙にも載けるはしにやされは河を轟川と呼侍は何より出る橋の名にや又橋よりいへる川の名にや桃李ものいわねはいとれほつかなし

いつれのころにやありけむ此あたりには横山備後守といふ人ありけるに當明神の靈夢を感じ此橋の上にして重陽の曉ことに水を汲酒を醸しけるに汲度ことに菊花を獲ゆへにみつから菊酒と銘して世にひろめける呑ものかならす長壽を保りとる案に此横山氏か醸しけるより初て菊酒の銘あるにはあらしから人の文には續齊詣記を引て國朝佳節祿にあり本朝に於て文德實錄に見へたりろの濫觴いとひさし

いてや信田小太郎宮腰にとまりならわぬわさし王ひしみなかみ

をれもへは葛原親王六代の後胤平將門の孫相馬小次郎の一子信田小太郎故ありてひとり都へ登しに江州大津の浦にして辻の藤太にかどわされ都五條の博勞座わう三郎か許にて駒壹正に替られ鳥羽の舟とへ賣れつゝ津の國さかいろれよりは四國九州打まわり後には北陸道の灘をうられて越の鶴岐やみくにの湊御當國に聞はたる宮腰にろ賣られけり物の哀はれほけれとみやのこしにてとめけり折節春の事なれば賤かしわさを教て田をうてと責ければ歎といへる物を持小田の原へは出玉へと打べきやうは更になし野にも山にも立田ひめ竿のはやしにひれ伏て泣よりほかのとはなしとかの物語に見ゆけるを此大宮の御神所とれもへはいとありかた小天曆文治のいにしへも今のやうにれもわれ僕かれるかなる志をもひたすらに忘侍てあらく記し奉るまた宮腰の南にあたりて板はしありけるを今筭橋ともいふめれと是は聊所やたかひ侍らん案に此いたはしの處は古の筭橋の所には得あるまし其故は此道は元和の初まで加府往來の道筋にて今なを古道といへり信田の筭橋と云へきは宮腰むらより竿の林のあたりへ農夫芻蕘の通る道にして橋もなき所に初て橋をかけしとなり父つたへ

云さほの林の麓にした田といふありしにいかなる故にや五穀
みのる事なしと此あたりの農談なりしに寛永十五年の冬十二
月予か祖父権頭秀俊奉願て犀川筋のうち切かわりし時にかの
信太田の處もあら川筋と成けるよし是は當明神の境内犀川續
にて年ごとに川くつれとなりし事をなけき奉りしに御奉行に
は松平右馬介康重にて其年のくれよりあくる葉月に新川成け
るよしこれいま普照寺村と眞妙山の間なるあら川是也ろもく
古にし筭橋の所を考なとして仮にも圖にかゝせぬるとは寔に
小人のわさならんかすてに當社につたゆる宗紙法師の句に旅
人のみやのこしけんをろさくら此五文字ハ或時一叟來りて語
しはみな人のみやのこしけむと唱ける又このあたりのれほん
たからはたれ人のとも覺けるまちかき祇翁の句をすらかくの
ことしまして八百年むかしの舊跡を爰かしころと極ると君子
をして獲あるましきとなり

つらくれもへは轟川に筭橋を畫またとゝるきの橋は此あたりなら
めと繪にかゝせけるともいとうしるめたくれもほゆめれと野豆加連
かむまこの外に人のみるへきにもあらずさりどてまたく心より押

はかりて此圖を作らせぬる而已にもあらず祖父秀俊父秀興かれり
おりの物語をも予かさめのむかしよりあふきたとふ帛の端にも
書ものしてさわのとしをかさねて且れもひかつかへりみて下圖を
作らん凡社頭の圖組古板の信田物鳥居離宮玉橋杯にいたりては元享
永仁の證文または應永二十六年の迂宮記あるひは中古の日記神事
帳半は今に見ぬたる橋掛所々に残る礎などを捜求て猶れほつか
なきは野人村翁にもたより聞と幾度にして記せるなり社頭の南
に書たる濱路はかの盛衰記に所謂倉部雙河打過て大野庄といへる
なり住吉の濱に引退て陣をとると見ぬたるはまちかき竹松といふ
むらのあたりなり雲雀なくなるくらへ野々さど聞しは薩摩守忠
則の詠なると

此歌の上句しれる人すくなししかれども予誹諧の友句空法師
か語しはこれよき人の物かたりにてわかき頃はよくれほへ侍
と此ころはわすれにき猶よくしれる人やありなんとれりくか
たりしまゝにこゝにしるしてのちの君子をまちぬるもの也

また竿林の巽にあたりてはすこし木ふかき一むらは往昔の神主供
僧神人散樂職人等か藝を並て住ける所これならめ亦河を隔て東に

神寂たる森のけしきに一基の鳥居見ゆけるは其ころにては離宮の
森今の御神所これなめり

建長年中眞妙山より此邊に御遷座の時は今の舞臺の西貳百歩
はかりにたゞせ玉ひしとなれど瑞籬の本まで犀川なかれ來め
る故にや慶長九年 贈亞相利長公三社御造營の時今の白山宮
の南に御遷座此時者也ありしに川いとちかく成ぬる故にやまた寛
永十六年 黃門利常公惣社御建立の時今の所にうつし玉へり
又北の海邊に一むらの見ゆけるはかの信田とのを買置し宮腰とい
ふ所也凡當社の産子等か住なる村里を大野庄といふともみなこれ
當社大野湊の号より出たる事か也この海浦を宮浦とも云けるか
中古の反古にはるのうらを宮浦と云其湊を宮腰と呼ける事もみな
これ當社より起るよしも書置るまた 光孝天皇の御宇かとよ此大
野卿に大神の高名といふ人ありけるに其妻を今古となん申ける貞
女のきこに侍て二階をゆるされ免戸内田祖表門閭以旌貞節などい
ふとも國史に載られけるにや本朝通記には見ゆけるなりもく此
國は中ころより利仁將軍の裔富樫氏とて代々國の介にて久敷さふ
らひぬれど長享二年のみな月に國民高尾の城を掠てより 當社の

まつりも暫たなくなりけるとなれど天運めぐれるかな天正年中に
當太守君の御高祖父うちいらせ玉ひて絶たるを繼すたれたるを起
し賜へる御志の深くましましける故にや上古の神領たるといふな
る大野莊を以て 佐那武大明神へ可令馳走の由かけまくもかしこ
きおほせを下され且祭禮の料としては宮腰村におゐて良田おほく
御寄進あり不日に社頭造營ましませは古にし社壇に超過して靈驗
日々にかゝやき秀憲かときもいさち曩祖に越て慶身にすぎ樂こゝろ
にあまりていとも目出度神わざをつとめ善言美詞の祝詞を奏し天
長地久國家安泰の禰宜とを常磐堅盤に申奉るのいとま古にし昔を
思ひ出て能しれらん人のあさけりをかへりみさるにはあらねど猶
のちの君子の考をすゝめんため高定丈の需に應してつたなき筆を
起して其はつかしめをまたみたらし川に流し侍るものならし

享保元 丙申葉月

從六位上 源秀憲誌

笈搜追加之記

或日和泉守源秀憲來りていへるとあり漸く硯の海もこほり解ぬれ
は信田屏風記清書せはやとおもひ立侍るなり然るに彼記には吾大
宮の古とをろこはかどなく書つゝけぬる故に誠や下手の長談儀に
成ぬるなり笈搜屏風記は義經主従の畧傳よて信田の記に競れは長
短ひとしからず且頼朝義經不會の濫觴を漏せり本より此屏風の記
にはいらさることなれと我此記を讀たひとに愚息竹磨義經北國下
向のいわれを問といへども我もくはしくしらさること故に重てか
たらめと打過んあわれ此一事を本説に依て追加し玉へと乞まか
せて例のよしなきことを書つたへるくせにひかれてるの夜筆をと
りて其責を塞く抑源頼朝義經不會の起りは義經記東鑑平家物語盛
衰記等をはじめとして諸書にみへたり行て可被見なり情おもへは
實に前世濃業因の感するものか去ぬる治承のすへの年駿州黄瀬川
に來會の時は兄弟たかひに先考の再來かと思愛の悲涙袂をくたし
連枝の親しみ言葉に色にあらはれ坂東武者の鎧の袖をうるねす程
にろみへけるに文治のはしめ關東下向の日は對面にたもれよはす
腰越より被追歸南にうかみ西にたよい東に歸り北にめぐり主従

心をつくし賜ふ義經始終の有様は諸記に普き事なれば爰に記すに
及はす後人區々の説有といへどもみな是人心の水より出てとるに
たらず只に其時にかよひ其人の心に入て見る時は時勢の有さま掌
にみゆ此余は秀憲かれほへを口つからかたり教らるへきなりとな
り于茲秀憲の性武家の事跡をも語れる事を好めること是を強てめ
つらしきといふへきにあらす本朝の武義は神代より受繼來れる
もの也蓋聞鹿嶋香取の兩社は本朝武家の根元たり神職の家より
武家の名を興す事江州佐々木家の上祖は佐々木大明神の神職より
出野州宇都宮家の元祖は下野國宇都宮大明神の神主より出たり其
外阿蘇宗像の大宮司氣比熱田の神主出雲の國造宇佐嚴嶋の神官等
みな是世々武を以おもてとせり其事跡諸家の記録に出て世人の知
る所なり秀憲か志所は男竹丸神に仕へまつるのいとま武家盛衰
のありさま義死忠孝の品をも辨かしと願こゝろよりして事毎に教
の益あらんことを求めるものなり奉守護宮社の御事は秀憲自ら筆を
取信田の記に委敷顯わせり我は今求に應して笈搜のすゑを追加し
侍る也將亦去年七月記せる中に義經の耶從數輩所々にて打死せる
交名を記せしにさしも大剛の者たる伊勢三郎平義盛か最後は京都

の箒備中の陣屋にて驚固の者共に被見付大勢に對して戦い其後腹
切死せり行年四十三歳なり義盛か武名高き事は武藏防辨慶に繼け
るもの也並に同輩の余人の者共所をかへ品をかへ義を重くし命を
輕して討死をとけ後代の武士の手本と成事良將名譽の義經と主從
三世の機縁有て同氣相寄るのいゝか更に凡智を以てしる事に非す
義經北國落の時三越路よりすくに出羽に可被至を北海の濱邊行つ
くして能登の國鈴の三崎迄漂泊有し事を秀憲擬推に日妻室平の品
子は平大納言時忠卿の息女なれば此時配所に至り時忠卿の在家を
尋て對面の願有孝心恩愛の慈悲にひかれて三崎廻りをし給ふなら
むかといへり本説異説ともにかくの説はなけれ共是なん當れる事
實成へし古今に渡り其人の有様に心を入て徹する時千載の遠きも
昨日今日のとくおもふにたかはさる事有ものなり前にいへる信田
笈搜二圖の事に付て昔をおもふに天曆は八百年文治は五百余年の
星霜はるかなるに似たりといへども天地は同じ天地國も同じ日本
にてれもへはまぢかき事ならずや佛の一切種智は申もれろれ有人
心成といへともすなをにして明らか成ときは古今に可通達たのみ
あり相馬家の事をいふに今奥州中村の領主たる相馬霜臺の家は將

門の子孫たりと家に傳ていへり然るを鵝峯文集に千葉の分れの相馬ならむかと書れし事を霜臺の家臣きひしく咎めければ實に誤りて書りとのせられたる事博識にして道に明らか成心操の人は誤て改る事速かにして誠有事を可感事なり志田の號は常陸にて源義憲を志田三郎先生と號す此號右の志田小太郎子孫の家を繼ぐ故も有けるかおほつかなし後日に訂し可考又義經死間の異説も色々有といへどもまず高館にて生害の説を用いて可なり信田小太郎北國に漂泊ある事は信田物語にみへたるをもつて證文とすへきなりすに所々其降跡有て今にうせざる事共有るうへはあらるふへからず假名書の物語はかへつて古くつたはり古實をうしなはさる事有ものなり楠正儀を篠崎六郎左衛門か諫めて發心せし事は三人法師といへる草紙にみへたるか證文とされる事我たしかに聞たる事なり太平記理盡鈔にのせたる傳説のときは取捨にわけ有事なり惣して武家の記録を見て眞僞虚實を人に不問して辨まゆる程に智事肝要也武士たる者武家の事跡を不知は無下につたなき者なり往昔の名稱勇士いかなる所にていかなる働有けるるといふ事はしらて不叶事なり家々の説まつは其家の説を用る事なれどもまた事により

家の説に僞有事もまゝ有となれば其用捨心得有へき事なり都て古今ともに人の心は大方同じやう成ものにて其中に少宛のかわりありしかし武士の戦場に名を残す事は只義心有て死をすみやかにするに有上代と中古と近代と時代によりて其風替りあり中にも義經在生の此の武士の名に並ふはなし義經の郎等がこれ打死の事まへに交名を出せり其事諸記に顯然たれば武家も生れたらむ人は幼少の比より人々尋ても聞書を見てもしり義經主従の武義を以主君も郎等も手本と可被心懸ものなりかれらか心さし働おろらくはいつれの所に出しても耻かしからぬ者ども也一々の傳を書んと思へども事なかきゆへ畧せり心有少年の人々聞重くおもい寄て問尋ね給は、一々委敷物語すへきなり義經主従の事跡は實録どもに記するのみならず舞謠屏風繪馬の圖にものせて普く世にかくれなき人物なれば知人多し然は誰に寄て成とも可被聞ものなり凡少年の時より老年に至るまでおこたりなく何事にてもわさをつとめて月日を可被立なり片時も只居る事は此一生の事のみならず末生々の大損なり一寸の光陰千金にもかへかたしとは先賢の教戒なれば是を識すして暫時もいたつらに日を暮されまじき事肝要なり就中武士

二十
の家業は多端にして大方に心懸ては光陰たらずしてむなしく老年
に至る事はやの間なり殊に神祇のとは奥旨様々なれば幼少より片
時も空しくくらし給ふましき事なり心のおもむくまゝ取あつめ
かく書置て人のろしりをかへりみさるは只少年の人々をして善道
に令趣むとおもふ心よりして今竹麿か教戒にとよせかく記するも
の也

享保二年二月八日之夜半

馬淵友之進源高定述之

印

筆者

毛利仙右衛門源政庸

印

信田笈搜一雙屏風の畫圖初て世に起るは加賀國石川郡佐那武大明
神の神主河崎和泉守源秀憲れのがいたゝきつかへまつる所の
御神の社地の事跡を末代の神職たる子孫後胤其人に傳へてしらし
めんがために求めて書する所の圖なり此繪の下書は故有て大守綱
紀公の賢覽にも入泉州か宮社の仕へに志を運ふ事を奇特の心懸と
感被思召の御説をも承事道の冥加なり心ある人は見て必可感心の
圖なり依て是に記を書添置んとをすゝむる所に秀憲のいはく然ら
は信田の記は其ぬし書ん笈搜の記を予に書けといふ我元來文筆の
事にうとく難叶といなむといへとも武家の事跡をいふとはすきた
るくせにまかせて一夜筆を取是を書抑源義經北國落の時佐那武の
宮に一夜通夜有しは文治二年三月三日の夜なり前後の事跡諸記に
出たるとなから繪に寄ていふに義經幼名は牛若丸源氏左馬頭義朝
の九男にて常盤腹には三男なり鞍馬寺にての兒名は沙那王元服の
名は源九郎義經受領は伊豫守世に判官と云て万人まきれなく知れ
るは此人一人古今に秀たる其故をれもへはふしきの因縁に依てな
り武勇にれいてはさしも武國たる日本國にて武將の數多き中にあ
らべて可云人もなし但木曾義仲是に對せる猛將也義經の下人十余

輩これまた古今に無比類忠武勇の兵共なり此通夜の圖にあらはす所の十一人何れ勝負なき中にも武名第一たる武藏坊辨慶は此夜は富樫か館にとまる故此通夜の圖には見へざるなり北の方は平大納言時忠の息女其名を品子といへる女性なり其外の面々其名記すにれよばす天下の諸人の知る者共なり都て義經主従の武名一々いゝ記さは筆紙にあふれんれば只あらましをいふに牛若十六才にて鞍馬出の時關原與市を討給ふよりして源平度々の合戦に武名高き事は今更いふにれよばす佐藤兄弟鈴木兄弟片岡増尾常陸房鷲尾熊井伊勢駿河江田源三雜色喜三太に至るまで忠義のために身を捨かたちをかへて肺肝をくたき心をつくせし有様武家にれいて奉公の心さしあらん人誰か是を不感者有へきや繼信は讃州八島の磯にて能登守教經の矢に中りて討れ弟忠信は京都六條堀川愛壽が屋にて討れ駿河次郎は相州片瀨川よて被討江田源三は堀川夜討にうたれ伊勢三郎は京都の箭備中の陣にて討れ残る面々を北國落の供奉山伏すかたにさまかへ多くの危難を凌ぎ奥州に至りほともなく衣川の城にて辨慶を初め不殘討死せり此通夜の座につらなる者みな其人々なり畫圖を見るに其座に至り見る心地して感涙を催す所

也武義忠信の志あらん人は聞及ぶと必尋て此屏風の繪をば一見可有ものなり是を感ずる心なき人は座にたらざる者也何れの家業にても其家職に心をとめて可勤行事也

千時享保元年七月廿三日の夜

馬淵友之進源高定記之

我一夜筆を取て笈搜の記を書時義經の郎從數輩所々にて打死の名を書にさしも大剛の者たる伊勢三郎平義盛が名をもものせり係る誤り誠に可耻事なり義盛が最後は京都の箭備中の陣屋にて警固の者ともに被見付大勢に對して戦其後腹切死せり行年四十三歳也義盛が武名高き事を世に鳴て知ぬものかし依てあとより書入ん事をれもひて小札にかきて秀憲につけぬるれ一人だに希成働を十余人の者とも所をかへしなをかへ後代の手本と成へき働にて面々討死をせし事を義經の良將たるに依て同氣相寄のいゝか將又時に取て先世の契り斗會せるものかさらに几智を以てしりがたきほどの者ともなり其式をば卷尾に至て粗記すもの也